

令和5年度

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動や不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

II 調査対象期間 令和5年度間III 調査項目(調査対象)

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 暴力行為 | 国公立小・中・高等学校 |
| 2 いじめ | 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 3 出席停止 | 市町村教育委員会 |
| 4 小・中学校の長期欠席(不登校等) | 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 5 高等学校の長期欠席(不登校等) | 国公立高等学校 |
| 6 高等学校中途退学等 | 国公立高等学校 |
| 7 自殺 | 国公立小・中・高等学校 |
| 8 教育相談 | 都道府県・市町村教育委員会 |



【調査結果のポイント】

1 いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(前年度681,948件)であり、前年度から50,620件(7.4%)増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件(前年度53.3件)。認知件数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したが、その後3年連続増加し、過去最多となった。
- 増加の背景として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられる。
- 年度末時点でのいじめの解消状況については、567,710件(77.5%)(前年度525,773件(77.1%))となった。初期段階にいじめを認知し早期対応を行ったことや、学校いじめ対策組織等による組織的な対応を行った結果、いじめが一定数解消できていると考えられる一方、SNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案の増加や、安易にいじめを解消したとせず丁寧に取り組んでいる傾向も考えられる。

(重大事態)

- いじめの重大事態の発生件数は1,306件(前年度919件)であり、前年度から387件(42.1%)増加し、過去最多となった。増加の背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになった一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題があったことなどが考えられる。なお、重大事態のうち、490件(37.5%)(前年度356件(38.7%))は、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知されていなかった。

2 暴力行為

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は108,987件(前年度95,426件)であり、前年度から13,561件(14.2%)増加。児童生徒1,000人当たりの発生件数は8.7件(前年度7.5件)。発生件数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したが、その後3年連続増加し、過去最多となった。
- 増加の背景として、いじめの認知に伴うものや児童生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたことなどが考えられる。

3 長期欠席

- 令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、長期欠席者の定義を新型コロナウイルス感染症流行前と同じ、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」により年度間に30日以上登校しなかった児童生徒として調査を行った。
- 小・中学校における長期欠席者数は493,440人(前年度460,648人)、高等学校における長期欠席者数は104,814人(前年度122,771人)となった。
- 「病気」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校57,905人(前年度31,955人)、中学校47,933人(前年度43,642人)と、特に小学校で大きく増加する一方、高等学校は26,268人(前年度30,976人)と、減少した。この一因として、小・中学校においては、微熱や咳などの症状が出た際、大事をとって欠席する児童生徒が増える傾向にあることなどが考えられる一方、小・中学校段階よりも心身の発達が進む高等学校段階においては、軽度の体調不良により欠席する生徒が減少する傾向にあることなどが考えられる。

- 「その他」の理由により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校29,946人(前年度43,438人)、中学校11,140人(前年度18,869人)、高等学校9,391人(前年度21,621人)であり、小・中・高等学校ともに減少した。減少の背景として、本調査における「長期欠席」の定義が令和5年度調査から変更となり(※)、「出席停止・忌引き等の日数」を含まなくなったことなどが考えられる。

(※)令和5年度調査の主な変更点

・令和4年度調査では「欠席日数」が30日に足りず、「出席停止、忌引き等」の日数を加えることで「登校しなかった日数」が30日に達した場合は、「その他」の理由による長期欠席の対象となっていたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことで、令和5年度調査からは、「出席停止、忌引き等」の日数は長期欠席の対象に含まなくなった。

(長期欠席のうち小・中学校における不登校)

- 小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人(前年度299,048人)であり、前年度から47,434人(15.9%)増加した。11年連続増加し、過去最多となったものの、増加率は前年度と比較して若干低くなった(R4 22.1% → R5 15.9%)。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.7%(前年度3.2%)。なお、出席日数が0日の者は3.1%(前年度3.2%)、出席日数が1～10日の者は7.4%(前年度7.5%)だった。また、欠席日数が30～49日の者は22.3%、欠席日数50～89日の者は22.7%、90日以上欠席している者は55.0%(前年度55.4%)だった。
- 増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられる。
- 不登校児童生徒について把握した事実としては、小・中学校においては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(32.2%)が最も多く、続いて「不安・抑うつ」の相談があった。(23.1%)、「生活リズムの不調に関する相談があった。」(23.0%)、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。」(15.2%)、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。」(13.3%)の順で多かった。

- 不登校児童生徒の61.2%(前年度61.8%)に当たる212,114人(前年度184,831人)の児童生徒が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けている。うち、学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、38,632人(前年度32,623人)、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,467人(前年度10,409人)であった。

なお、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数は134,368人(前年度114,217人)であったが、このうち、令和5年度調査から「担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた児童生徒」について新たに調査を行ったところ、119,699人であった。このことから、不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けている児童生徒数は331,813人、その割合は95.8%であることが明らかになった。

(長期欠席のうち高等学校における不登校)

- 高等学校における不登校生徒数は68,770人(前年度60,575人)であり、前年度から8,195人(13.5%)増加し過去最多となったものの、増加率は前年度と比較して若干低くなった(R4 18.8% → R5 13.5%)。在籍生徒に占める不登校生徒の割合は2.4%(前年度2.0%)。
- 増加の背景として、高等学校進学やクラス替え等に伴う不適応の増加やコロナ禍の影響による登校意欲の低下などが考えられる。
- 不登校生徒について把握した事実としては、高等学校においては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(32.8%)が最も多く、続いて「生活リズムの不調に関する相談があった。」(26.7%)、「不安・抑うつ」の相談があった。」(16.7%)、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。」(15.4%)、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。」(11.0%)の順で多かった。

4 中途退学

- 高等学校における中途退学者数は46,238人(前年度43,401人)であり、平成25年度以降減少傾向にあったが、令和2年度を境に増加している。中途退学率は1.5%(前年度1.4%)。
- 中途退学の主な理由として、進路変更によるものが最も多く、19,087人(前年度19,055人)となっており、割合は41.3%(前年度43.9%)となっている。

5 自殺

- 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は397人(前年度411人)であり、前年度から減少したものの、児童生徒の自殺が後を絶たないことは、引き続き、極めて憂慮すべき状況である。
- 令和5年度調査から「自殺に係る調査を実施したものの詳細」について新たに調査を行ったところ、基本調査は全件で実施された一方、詳細調査の実施は32件(8.1%)、詳細調査の実施を検討している件数は9件(2.3%)であった。

※調査結果のポイントにおける各項目の増減の要因については、都道府県教育委員会、市町村教育委員会からのアンケート調査や聞き取りを踏まえたもの

【文部科学省の対策】

調査結果からは、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、日常の生活が戻っていく中で、子供たちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況がうかがえる。子供たちを巡る環境が変化する中で、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要がある、引き続き周囲の大人が子供たちのSOSの早期発見に努め、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対処していくことが重要である。

これらを踏まえ、令和7年度概算要求を計上するなどして、下記の取組を実施する。

- ① いじめ対策については、いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態への適切な対応を推進するとともに、未然防止、早期対応を進める。

具体的には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の充実や、新たに警察OB・OG等の多職種の専門家をいじめ対策マイスターとして教育委員会に配置し、個別のいじめ事案への直接的な対応、加害児童生徒への指導等、再発防止体制整備への援助・支援を行うとともに、いじめの未然防止教育の指導教材等の作成のために必要な予算を計上し、いじめ防止対策を推進する。そのほか、令和6年8月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の周知・徹底を通じて、教育委員会や学校における円滑かつ適切な重大事態の調査の実施及び被害児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

加えて、こども家庭庁とも連携しつつ、関係省庁を構成員とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」、有識者による「いじめ防止対策協議会」等を通じて、取組の検証・いじめ防止対策の強化を図る。なお、こども家庭庁においては、令和7年度概算要求において、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」や、いじめの重大事態について自治体等から寄せさせた人選・調査方法に係る相談に対して、助言を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等のために必要な経費を計上しており、こども家庭庁をはじめとする関係省庁とも連携し、社会総がかりでのいじめ防止対策を進めていく。

- ② 不登校対策については、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」等を踏まえ、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、「チーム学校」での支援、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

【文部科学省の対策】

具体的には、「学びの多様化学校」の更なる設置を促すために設置前の準備支援及び設置後の運営支援を進めるとともに、新たに「校内教育支援センター支援員」の配置に係る経費を支援することで、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の更なる設置促進と機能強化を図るほか、教育支援センターによる市区町村等におけるアウトリーチ支援体制や保護者支援体制の強化、民間団体や福祉機関等と連携した協議会設置の支援等の機能強化の推進や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の充実を図る。

さらに、全日制・定時制高校において不登校傾向にある生徒が学びを継続できるようオンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究を実施するとともに、定時制・通信制高校において社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう卒業後の進路を見据えた支援や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。

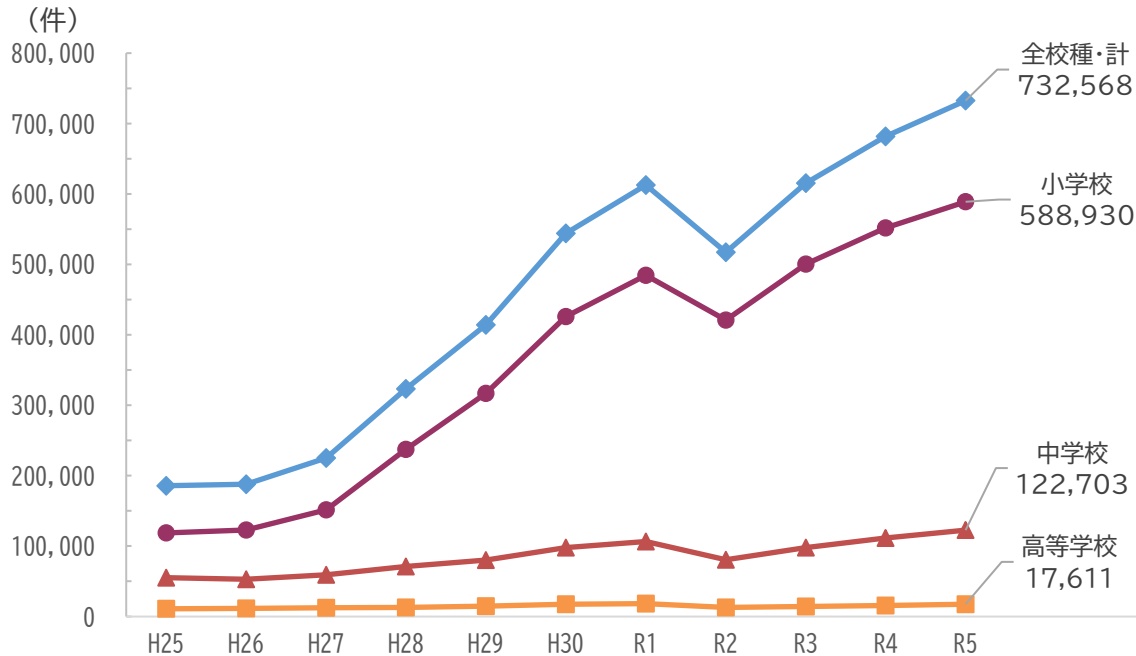
こうした取組に加えて、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに向けて、不登校の要因等の分析を踏まえた、心身の不調の早期の把握や支援、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等を進めていく。

なお、こども家庭庁においては、令和7年度概算要求において、新たに、こどもの育ちの点から、地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援モデルを創出するために必要な予算を計上しており、こども家庭庁をはじめとする関係省庁とも連携し、不登校対策を進めていく。

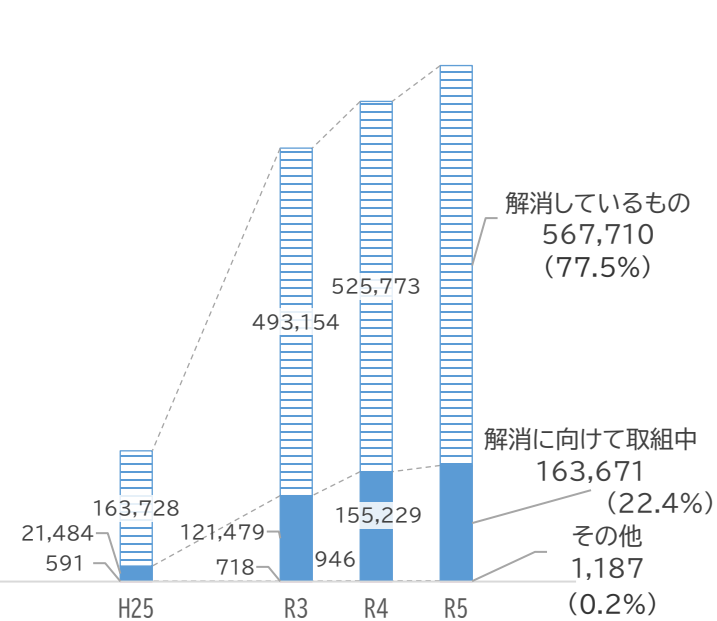
- ③ 自殺対策については、児童生徒の自殺者数がこの数年高止まりの危機的な状況であることを踏まえ、SNSや、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実、令和6年度に作成を予定している自殺予防教育の参考となるモデル例や啓発資料等の普及促進に要する経費を計上するほか、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂に向けた検討を進める。併せて、こども家庭庁とも連携しつつ、関係省庁を構成員とする関係省庁連絡会議等を通じて、こどもの自殺対策に関し、総合的な施策を推進する。

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



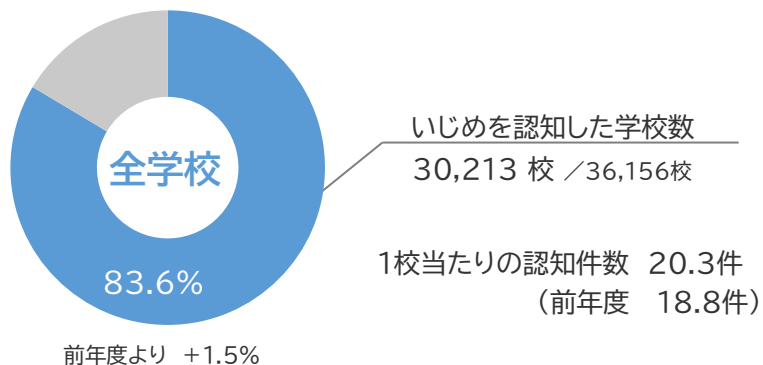
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1	588,930 96.5
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3	122,703 38.1
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9	17,611 5.5
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7	3,324 22.3
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3	732,568 57.9

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(前年度681,948件)であり、前年度に比べ50,620件(7.4%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件(前年度53.3件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは567,710件(77.5%)であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

いじめの状況について

いじめを認知した学校数の割合

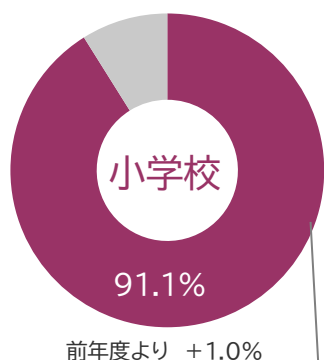


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

【通知より抜粋】

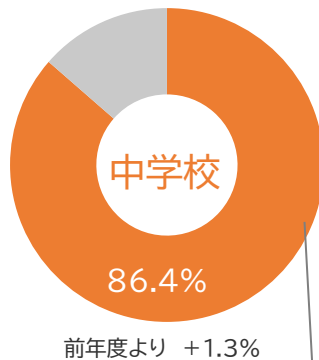
いじめを認知していない学校…(略)…にあつては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられないことなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

学校種別の状況



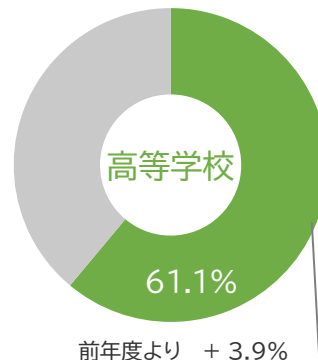
いじめを認知した学校数
17,476校 / 19,187校

1校当たりの認知件数 30.7 件
(前年度 28.5 件)



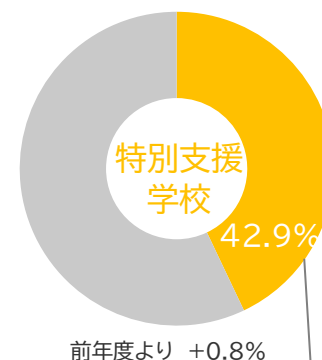
いじめを認知した学校数
8,821 校 / 10,208校

1校当たりの認知件数 12.0 件
(前年度 10.9 件)



いじめを認知した学校数
3,411 校 / 5,585校

1校当たりの認知件数 3.2 件
(前年度 2.8 件)



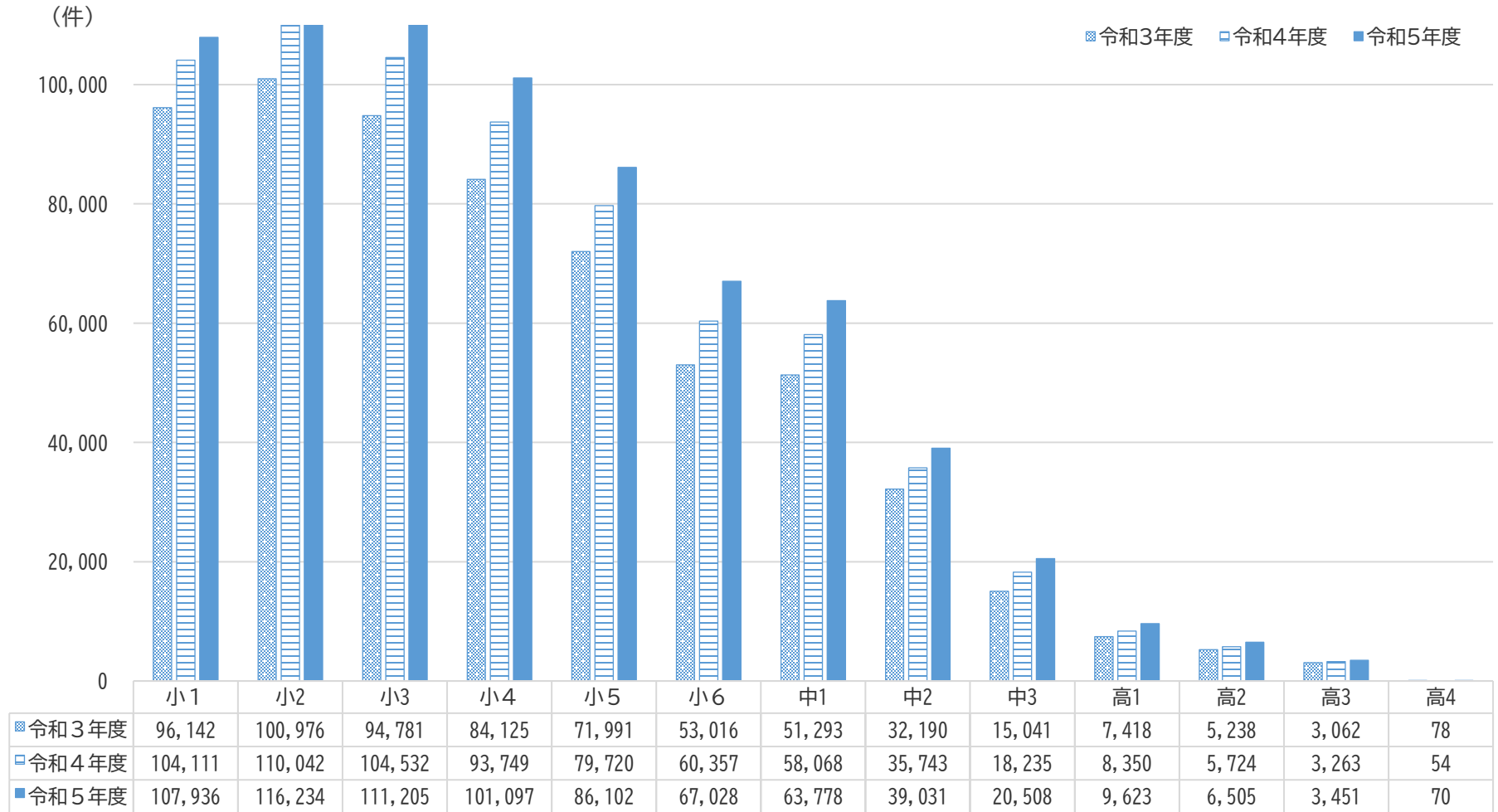
いじめを認知した学校数
505 校 / 1,176校

1校当たりの認知件数 2.8件
(前年度 2.6 件)

いじめの状況について

● 学年別いじめの認知件数は、全学年で前年度と比較して増加している。

■ 学年別 いじめの認知件数



※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む。

いじめの解消状況について

いじめの解消状況

※ 年度末現在の状況

いじめの防止等のための基本的な方針

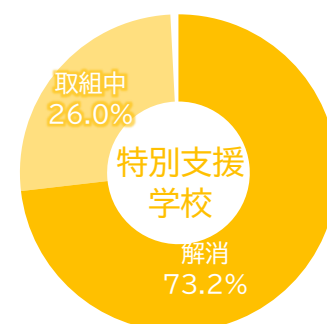
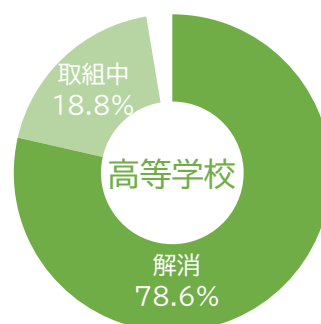
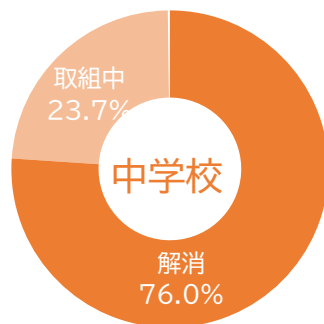
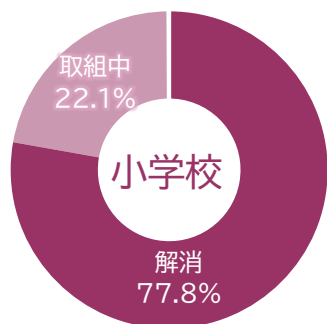
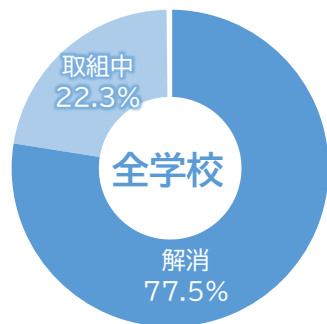
「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

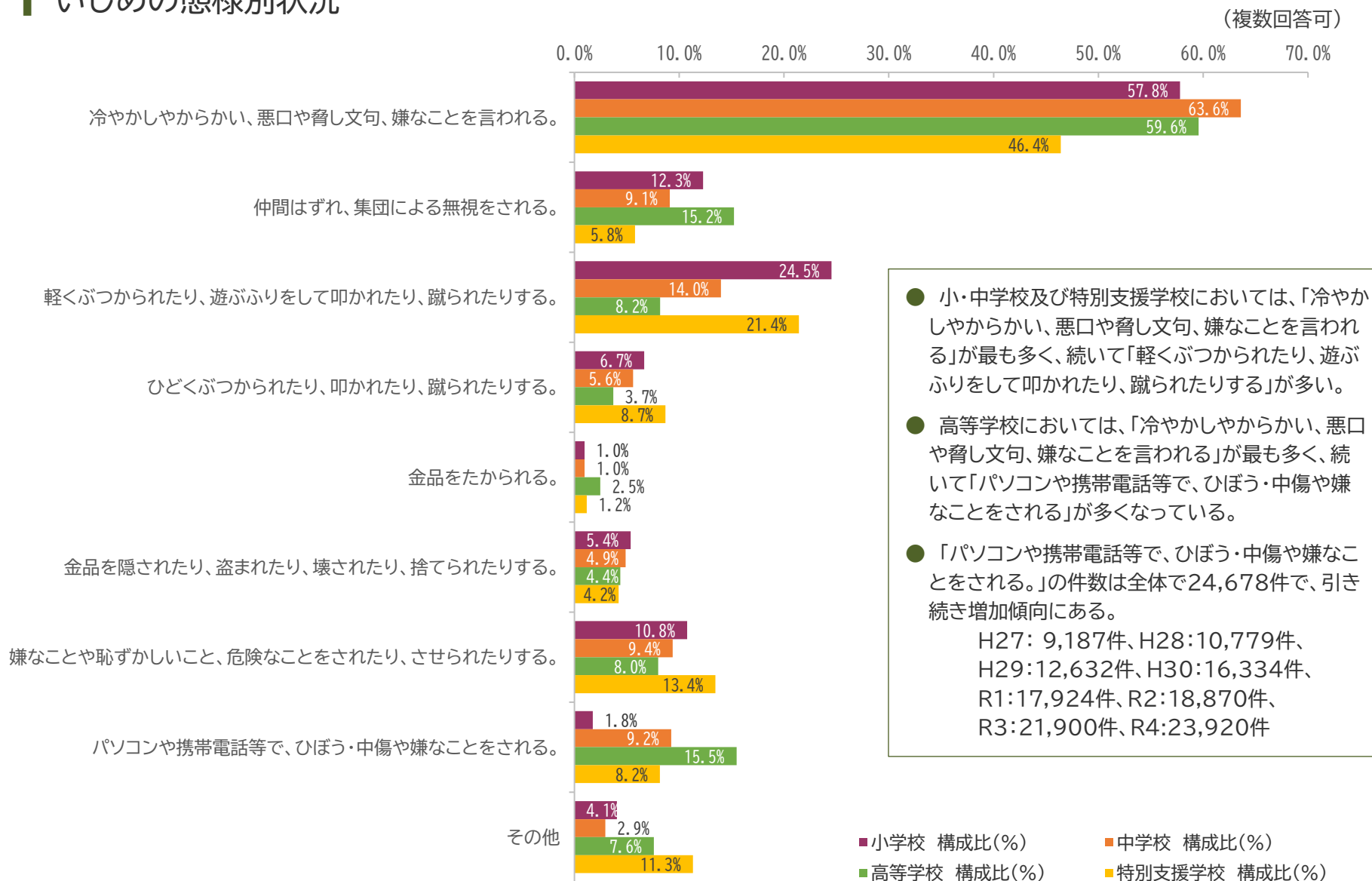
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



	全校		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
解消しているもの (日常的に観察継続中)	567,710件	77.5%	458,128件	77.8%	93,314件	76.0%	13,836件	78.6%	2,432件	73.2%
解消に向けて取組中	163,671件	22.3%	130,365件	22.1%	29,129件	23.7%	3,312件	18.8%	865件	26.0%
認知から3か月以上経過	54,851件	7.5%	40,584件	6.9%	11,864件	9.7%	1,892件	10.7%	511件	15.4%
認知から3か月経過していない	108,820件	14.9%	89,781件	15.2%	17,265件	14.1%	1,420件	8.1%	354件	10.6%
その他	1,187件	0.2%	437件	0.1%	260件	0.2%	463件	2.6%	27件	0.8%
計	732,568件		588,930件		122,703件		17,611件		3,324件	

いじめの態様別状況について

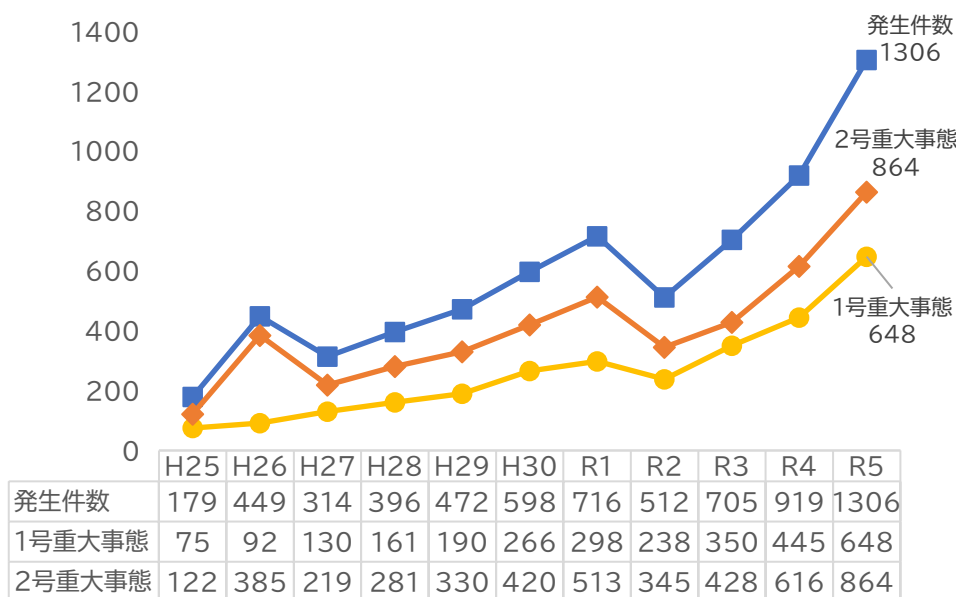
いじめの態様別状況



いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、1,306件(前年度919件)。
うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは648件(前年度445件)、同項第2号に規定するものは864件(前年度616件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定し、令和6年8月に改訂を行った。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	506	444	227	8	1185
重大事態発生件数(件)	548	491	259	8	1306
うち、第1号	238	245	162	3	648
生命	17	43	15	0	75
身体	49	44	24	0	117
精神	153	134	117	2	406
金品等	19	24	6	1	50
うち、第2号	391	320	148	5	864

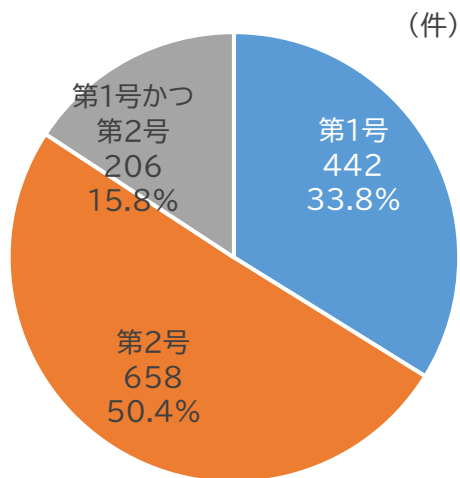
※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

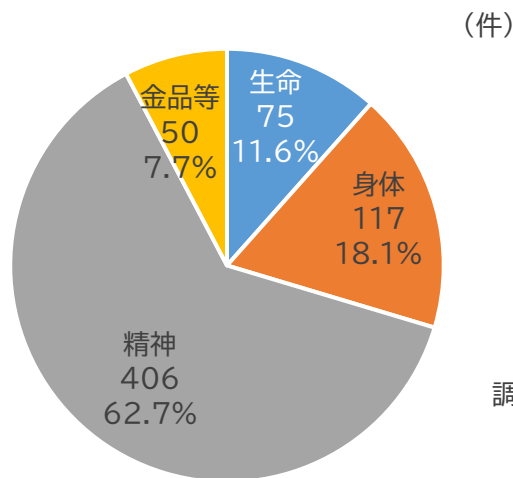
※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
である。

いじめの重大事態について

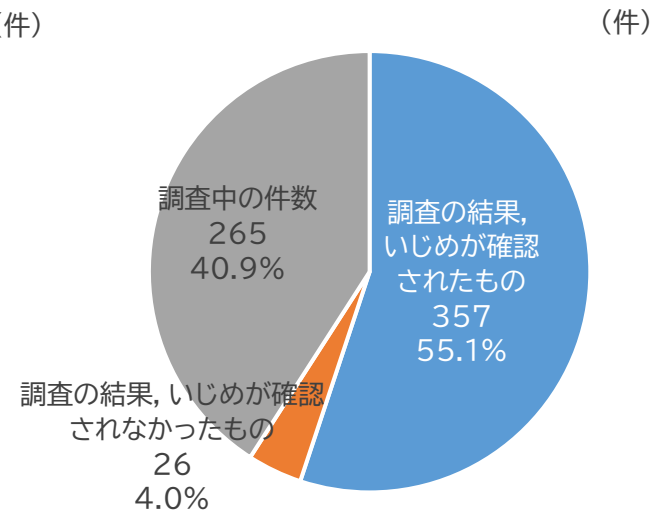
「重大事態」の発生件数



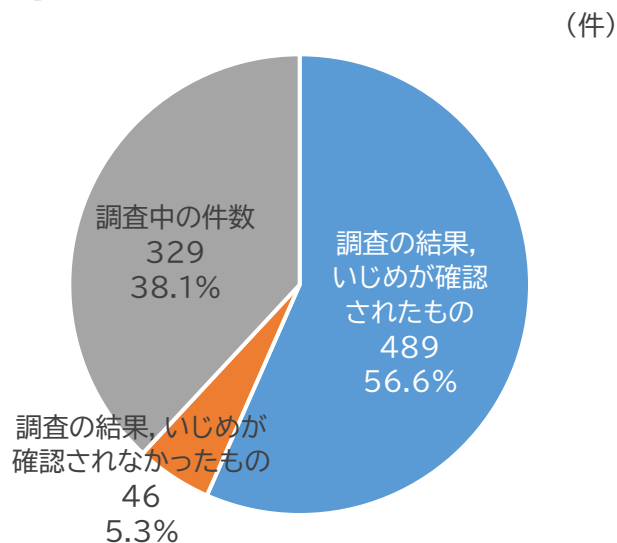
第1号事案における重大な被害の態様



第1号事案における調査状況



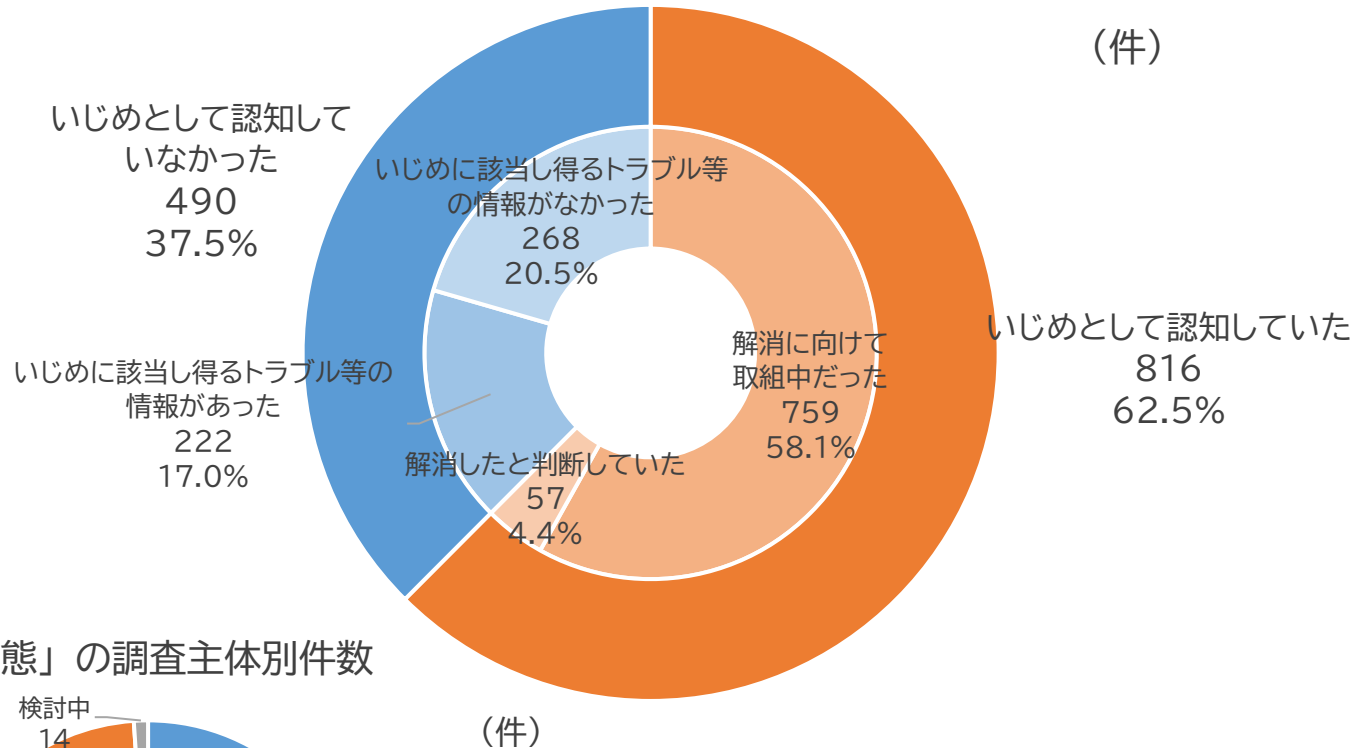
第2号事案における調査状況



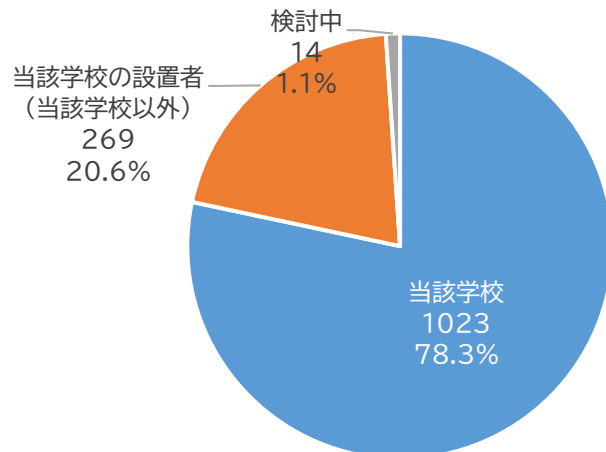
- ①重大事態における第1号事案の割合は49.6%。
(1件の重大事態が第1号・第2号の両方に該当する場合には、それぞれの項目に計上。)
- ②重大事態における被害の態様としては、精神的苦痛によるものが最も多く、全体の62.7%を占めており、次いで身体、生命、金品等の順となっている。
- ③第1号事案の重大事態調査により、「いじめが確認されたもの」の割合は、55.1%、第2号事案においては、56.6%であった。「いじめが確認されなかったもの」の割合は第1号事案においては4.0%、第2号事案においては5.3%であった。
調査中の割合は、それぞれ、40.9%、38.1%であった。

いじめの重大事態について

「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況



「重大事態」の調査主体別件数



- ①「重大事態」のうち、62.5%は既にいじめとして認知をしていた。
- ②重大事態調査の調査主体のうち、78.3%は当該学校が占めている。

学校において認知したいじめの件数

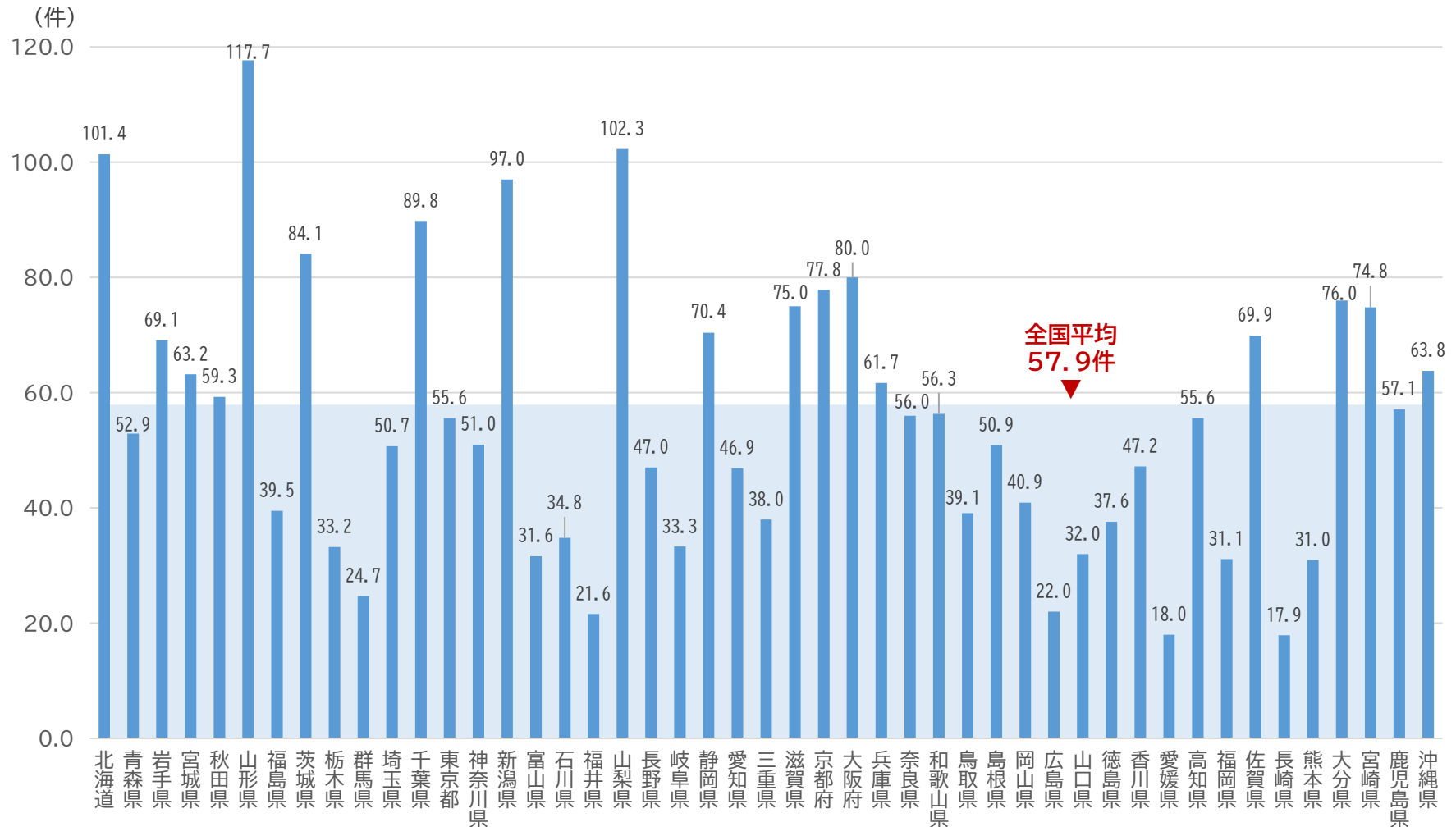
いじめの1,000人当たり認知件数

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

【児童生徒課長通知】

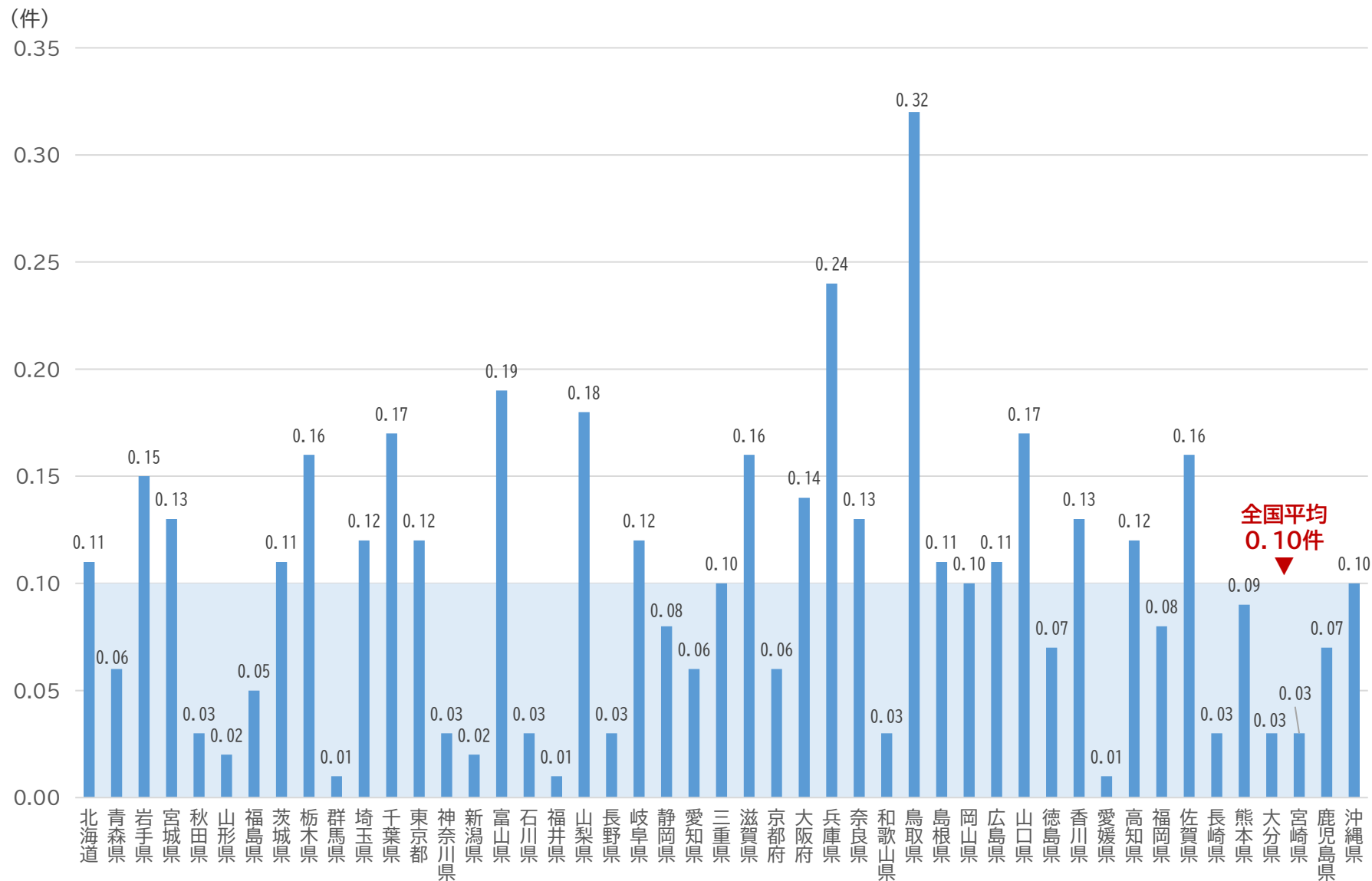
いじめを認知していない学校にあつては、・・・解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

【児童生徒課長通知】



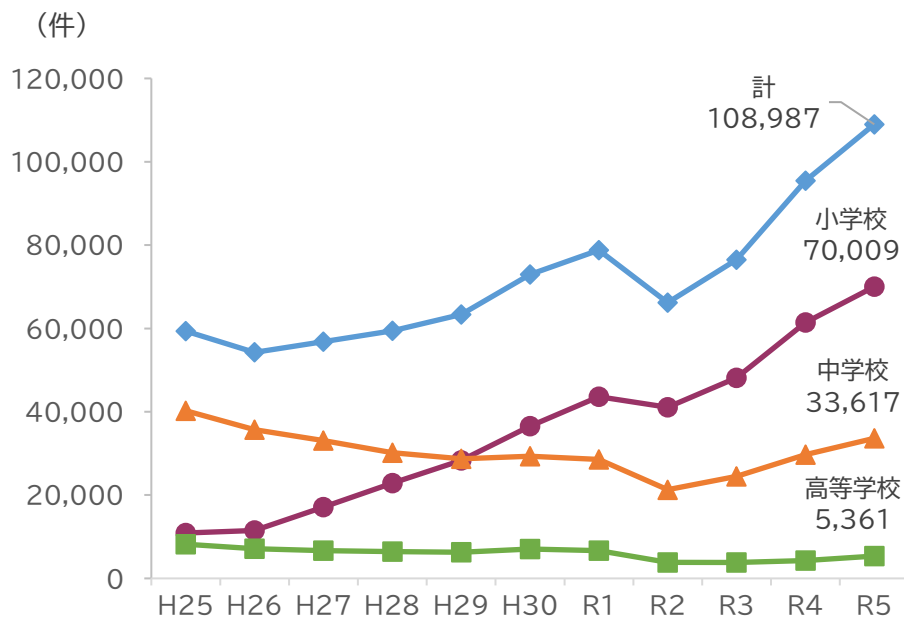
いじめの重大事態について

いじめ重大事態の1,000人当たり発生件数



暴力行為の状況について

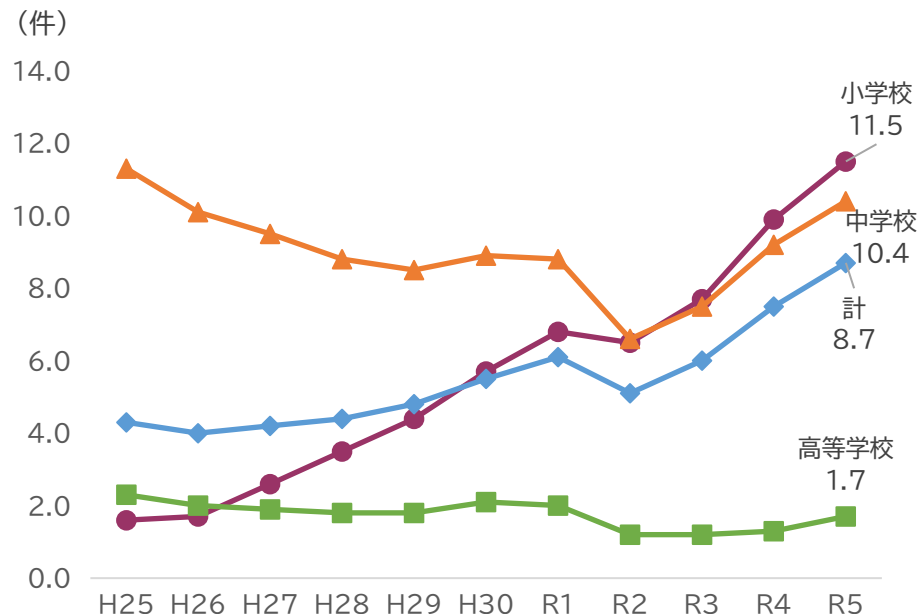
暴力行為発生件数の推移



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	10,896 1.6	11,472 1.7	17,078 2.6	22,841 3.5	28,315 4.4	36,536 5.7	43,614 6.8	41,056 6.5	48,138 7.7	61,455 9.9	70,009 11.5
中学校	40,246 11.3	35,683 10.1	33,073 9.5	30,148 8.8	28,702 8.5	29,320 8.9	28,518 8.8	21,293 6.6	24,450 7.5	29,699 9.2	33,617 10.4
高等学校	8,203 2.3	7,091 2.0	6,655 1.9	6,455 1.8	6,308 1.8	7,084 2.1	6,655 2.0	3,852 1.2	3,853 1.2	4,272 1.3	5,361 1.7
計	59,345 4.3	54,246 4.0	56,806 4.2	59,444 4.4	63,325 4.8	72,940 5.5	78,787 6.1	66,201 5.1	76,441 6.0	95,426 7.5	108,987 8.7

※ 上段は発生件数、下段は1,000人当たりの発生件数。

1,000人当たりの暴力行為発生件数

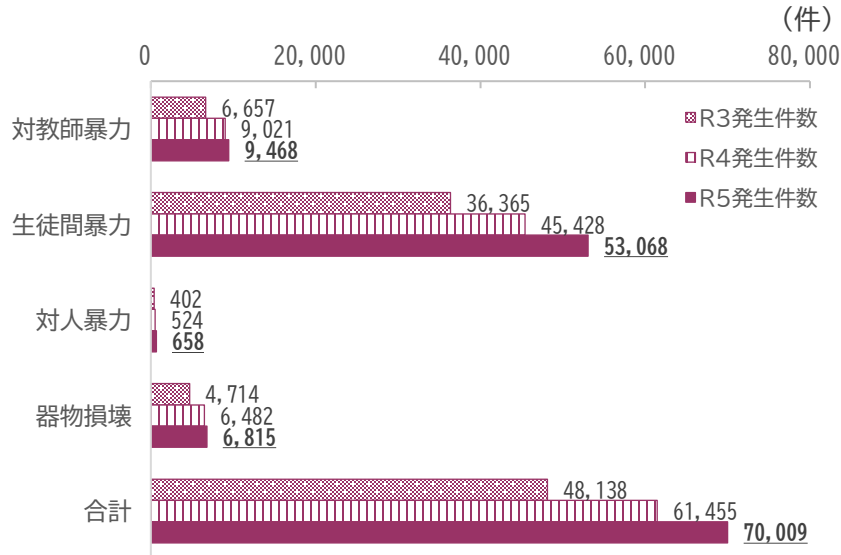


- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は108,987件(前年度95,426件)であり、前年度から13,561件(14.2%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は8.7件(前年度7.5件)である。

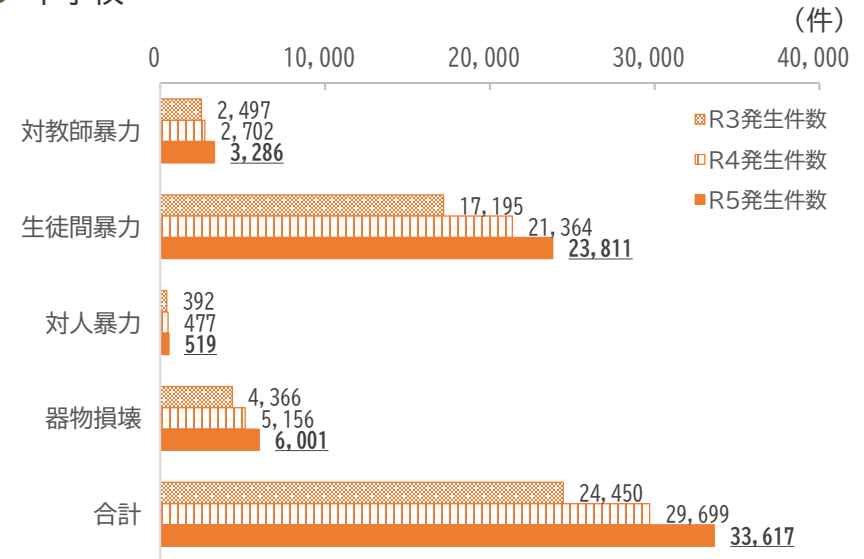
本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」、暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

暴力行為の状況について

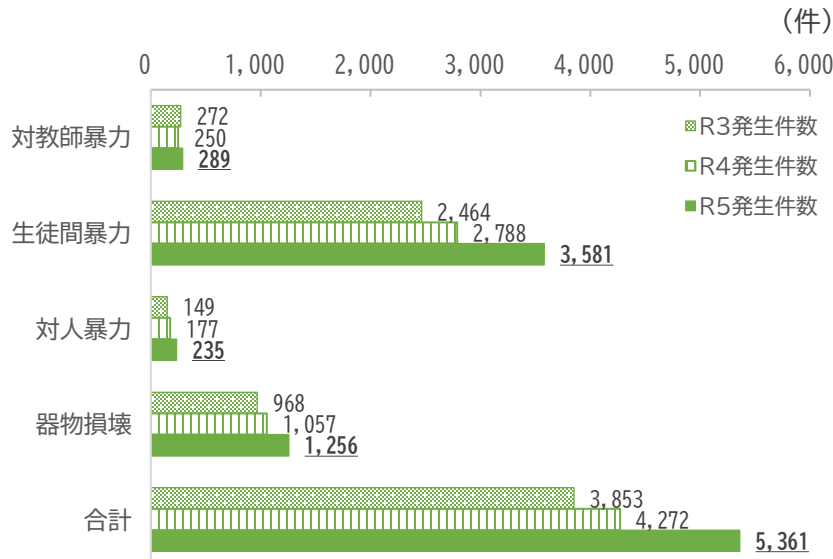
● 小学校



● 中学校



● 高等学校

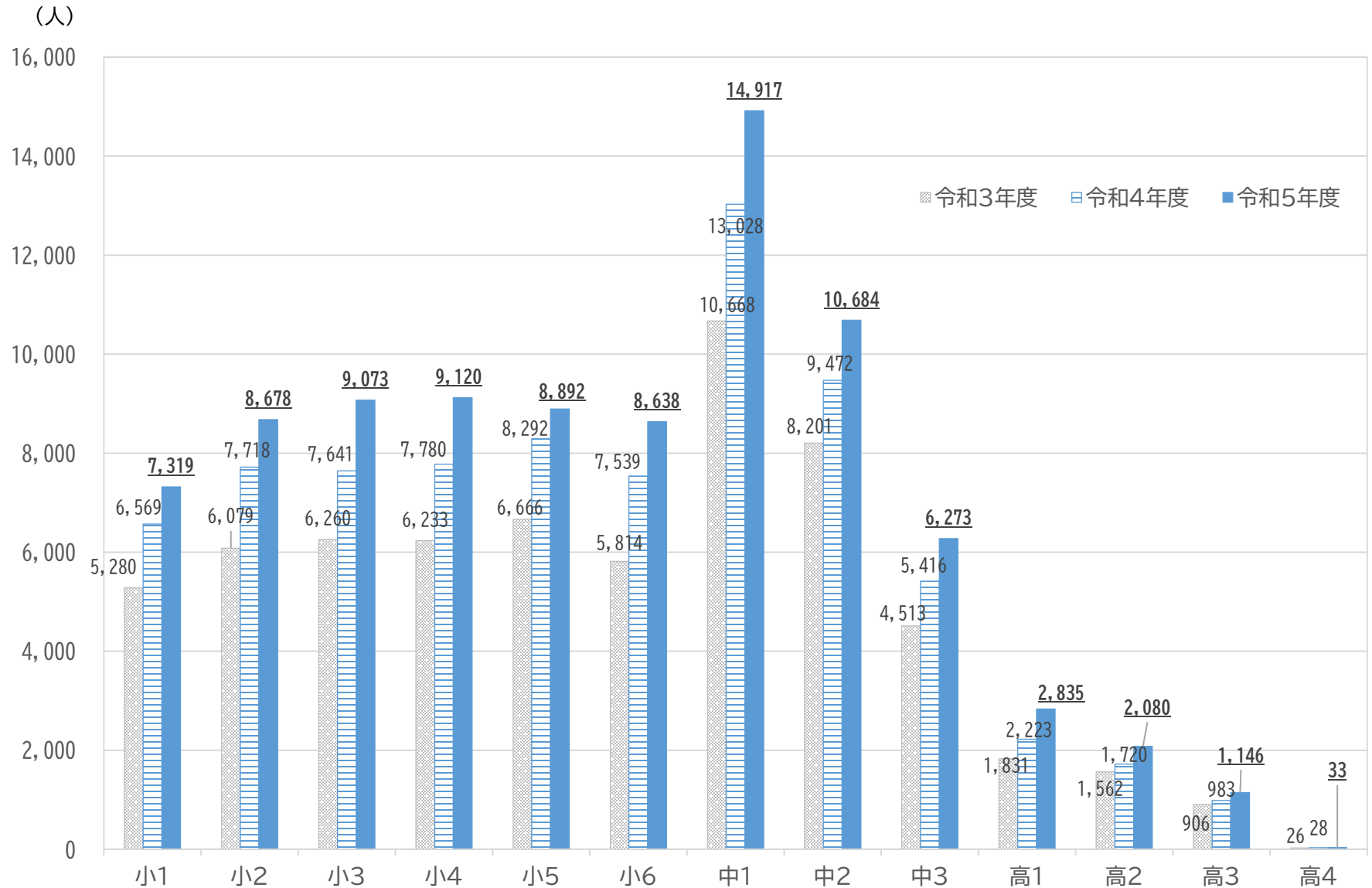


- 小学校における暴力行為発生件数は、前年度に比べ8,554件(13.9%)増加し、過去最多となった。
中学校は前年度に比べ3,918件(13.2%)増加した。
- 形態別では、小・中・高等学校において、最も割合の高い生徒間暴力が増加した。
- 高等学校は前年度に比べ1,089件(25.5%)増加した。

暴力行為の状況について

■ 学年別 加害児童生徒数

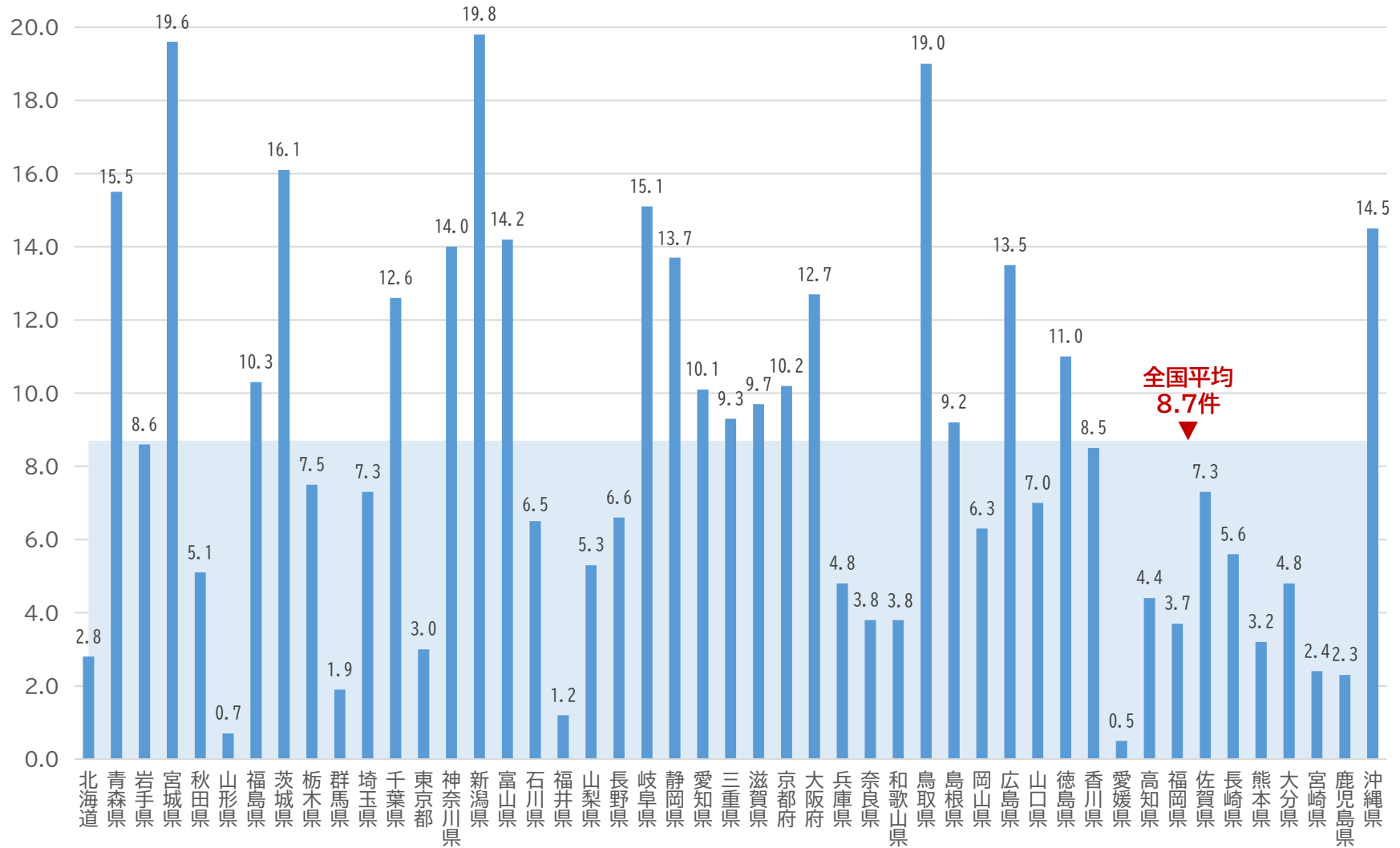
● 学年別加害児童生徒数は、全学年で前年度と比較して増加している。



暴力行為の発生件数

暴力行為の1,000人当たり発生件数

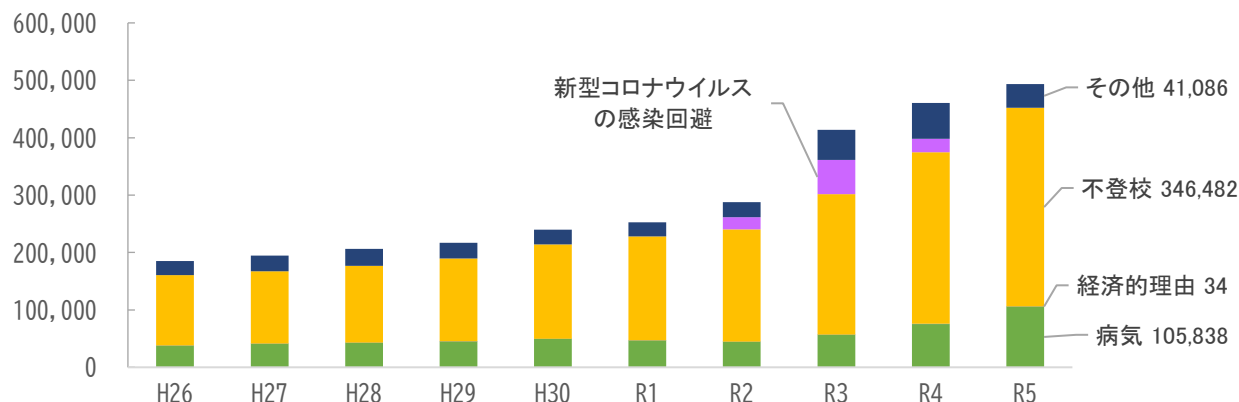
(件)



小・中学校における長期欠席の状況について

- 小・中学校における長期欠席者数は493,440人(前年度460,648人)。
- このうち不登校によるものは346,482人(前年度299,048人)。

小・中学校における長期欠席者数の推移
(人)



※ 令和元年度調査まで、及び令和5年度調査は、年度間に30日以上欠席した児童生徒について調査。

※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

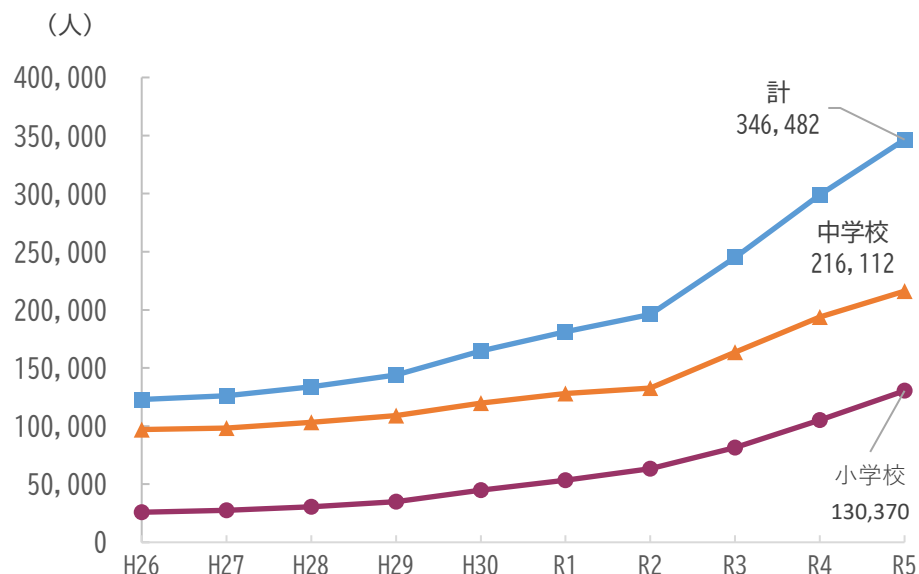
※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	病気	18,981	19,946	20,325	21,480	23,340	20,955	18,539	22,307	31,955	57,905
	経済的理由	25	18	12	9	15	11	13	7	16	17
	不登校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	14,238	42,963	16,155	***
	その他	12,992	15,544	16,308	15,997	15,837	15,773	17,606	34,100	43,438	29,946
	計	57,862	63,091	67,093	72,518	84,033	90,089	113,746	180,875	196,676	218,238
中学校	病気	18,870	21,118	22,488	23,882	26,284	25,779	25,888	34,652	43,642	47,933
	経済的理由	39	31	17	18	9	19	20	12	20	17
	不登校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	6,667	16,353	7,505	***
	その他	11,247	12,250	13,460	11,623	10,026	9,016	8,649	18,416	18,869	11,140
	計	127,189	131,807	139,200	144,522	156,006	162,736	174,001	232,875	263,972	275,202
計	病気	37,851	41,064	42,813	45,362	49,624	46,734	44,427	56,959	75,597	105,838
	経済的理由	64	49	29	27	24	30	33	19	36	34
	不登校	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	20,905	59,316	23,660	***
	その他	24,239	27,794	29,768	27,620	25,863	24,789	26,255	52,516	62,307	41,086
	計	185,051	194,898	206,293	217,040	240,039	252,825	287,747	413,750	460,648	493,440

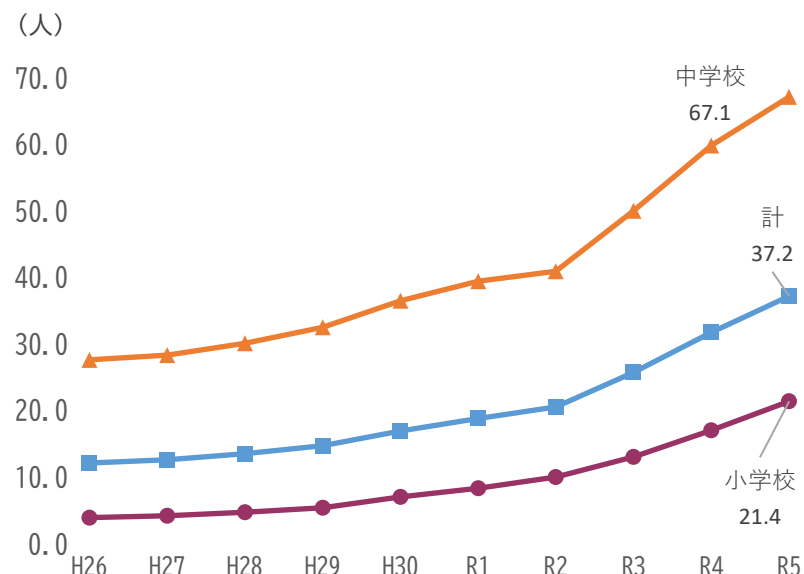
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は346,482人(前年度299,048人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人(前年度31.7人)。
- 不登校児童生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



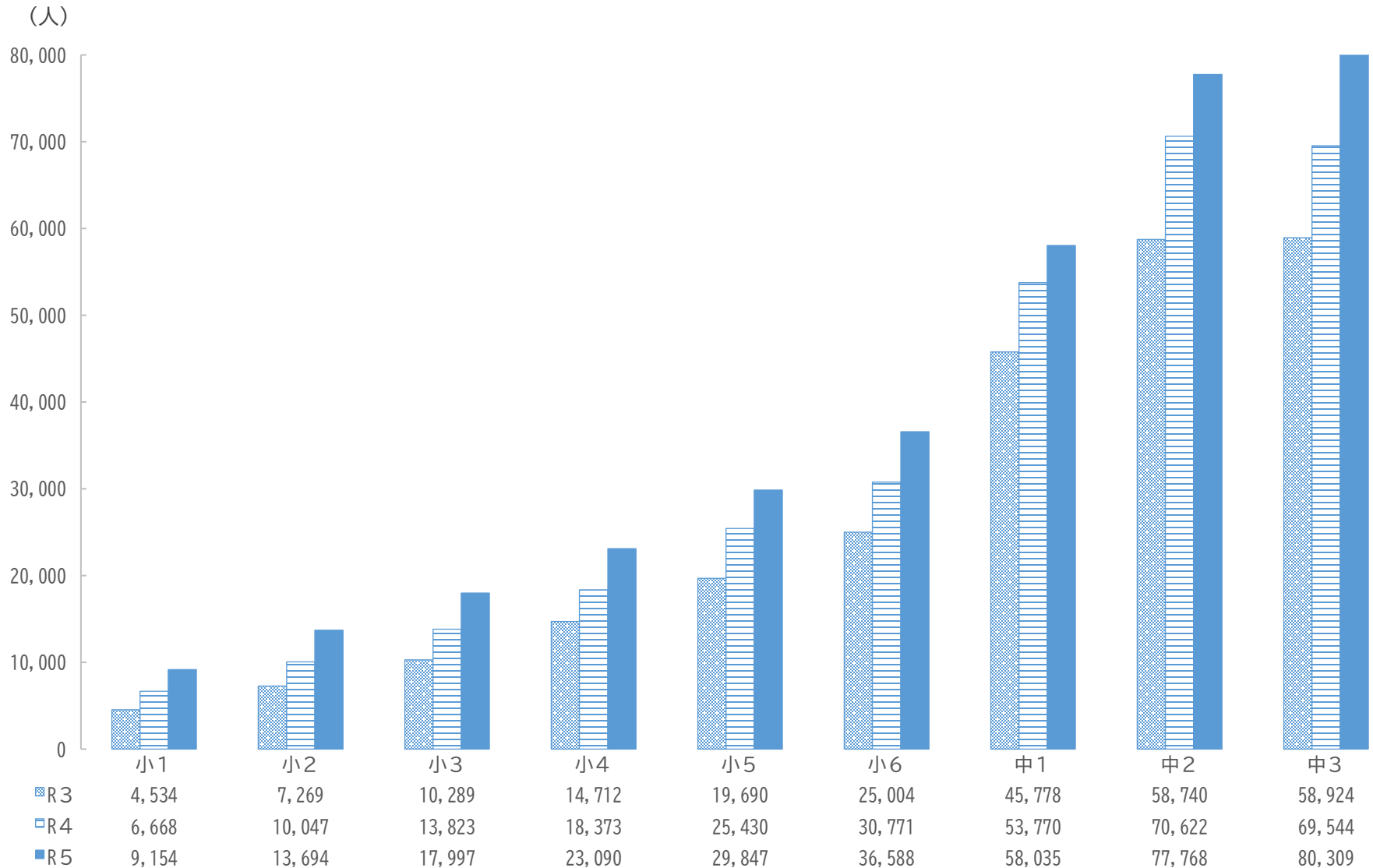
不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1
計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2

小・中学校における不登校の状況について

学年別不登校児童生徒数

● 学年別不登校児童生徒数は、全学年で前年度と比較して増加している。



小・中学校における不登校の状況について

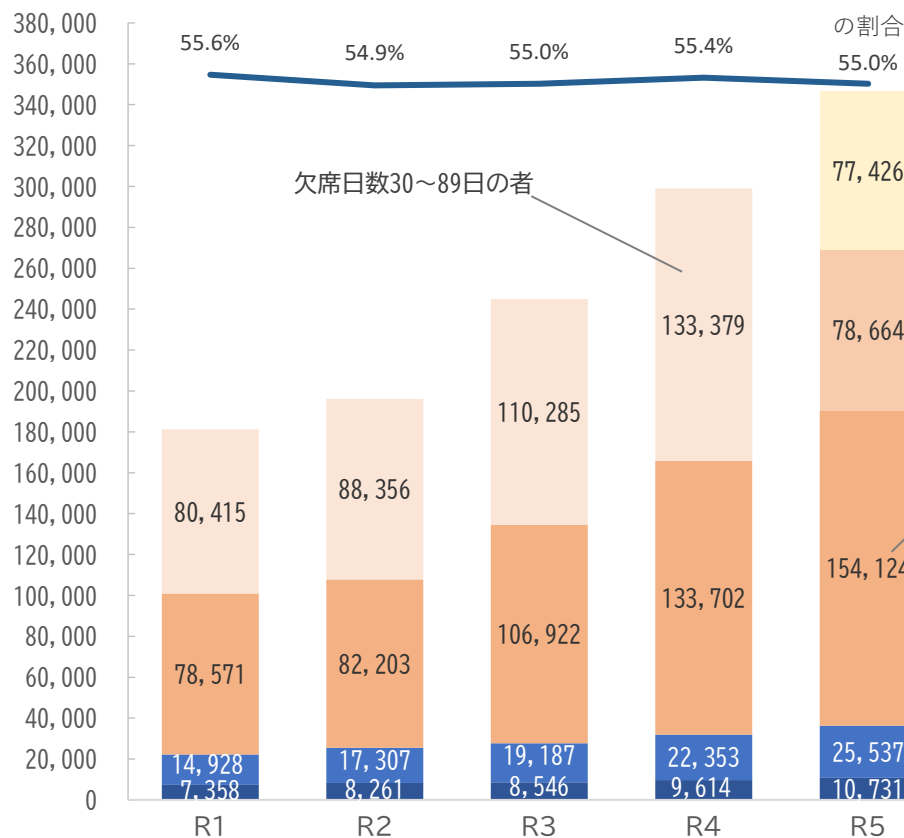
● 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は190,392人(55.0%)であった。

不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)

欠席日数90日以上の子

● 令和5年度の状況



	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	346,482	130,370	216,112
欠席日数30～49日の者	77,426	38,640	38,786
	22.3%	29.6%	17.9%
欠席日数50～89日の者	78,664	34,119	44,545
	22.7%	26.2%	20.6%
欠席日数90以上の者	190,392	57,611	132,781
	55.0%	44.2%	61.4%
うち、出席日数11以上の者	154,124	47,654	106,470
	44.5%	36.6%	49.3%
うち、出席日数1～10日の者	25,537	6,606	18,931
	7.4%	5.1%	8.8%
うち、出席日数0日の者	10,731	3,351	7,380
	3.1%	2.6%	3.4%

※ 「児童生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

小・中学校における不登校の状況について

不登校児童生徒について把握した事実

	不登校児童生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつとの相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった
小学校	130,370	2,350 1.8%	14,951 11.5%	5,735 4.4%	19,124 14.7%	2,622 2.0%	4,288 3.3%	12,130 9.3%	22,116 17.0%	31,937 24.5%	2,992 2.3%	42,014 32.2%	29,549 22.7%	11,454 8.8%	11,096 8.5%
中学校	216,112	2,113 1.0%	31,021 14.4%	4,548 2.1%	33,423 15.5%	4,223 2.0%	9,693 4.5%	12,822 5.9%	20,854 9.6%	47,701 22.1%	8,630 4.0%	69,617 32.2%	50,643 23.4%	12,676 5.9%	11,871 5.5%
合計	346,482	4,463 1.3%	45,972 13.3%	10,283 3.0%	52,547 15.2%	6,845 2.0%	13,981 4.0%	24,952 7.2%	42,970 12.4%	79,638 23.0%	11,622 3.4%	111,631 32.2%	80,192 23.1%	24,130 7.0%	22,967 6.6%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。

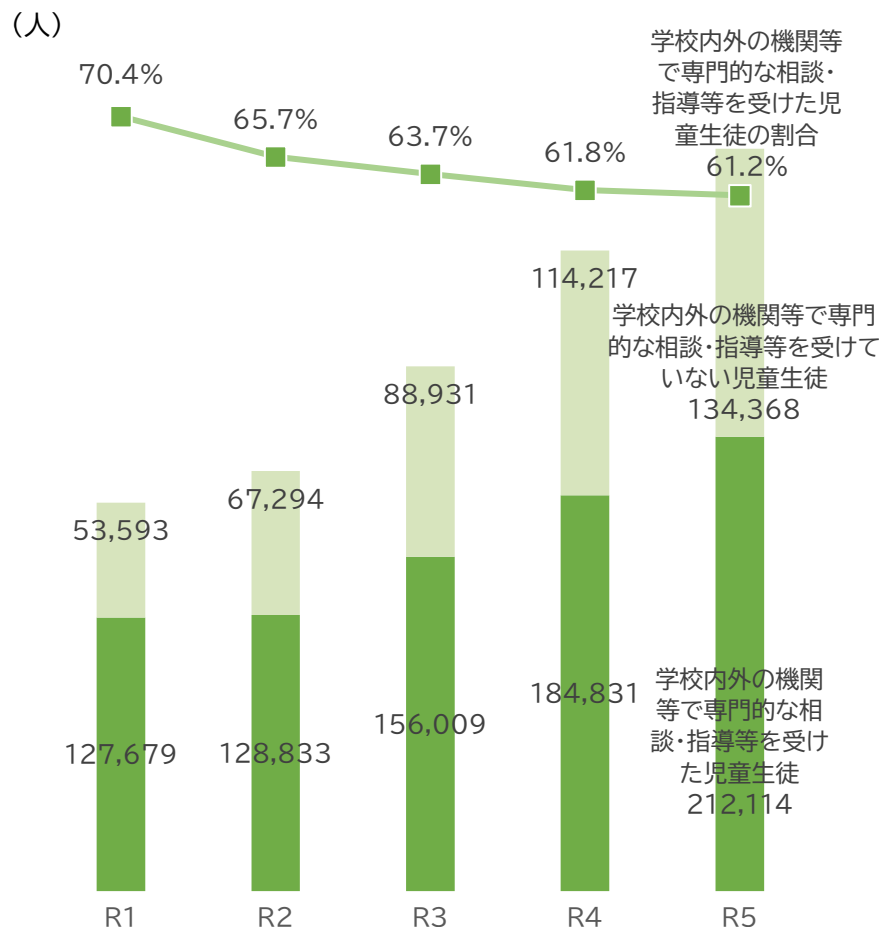
※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

※ 「個別の配慮(障害(疑い含む)以外)についての求めや相談があった。」は、障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

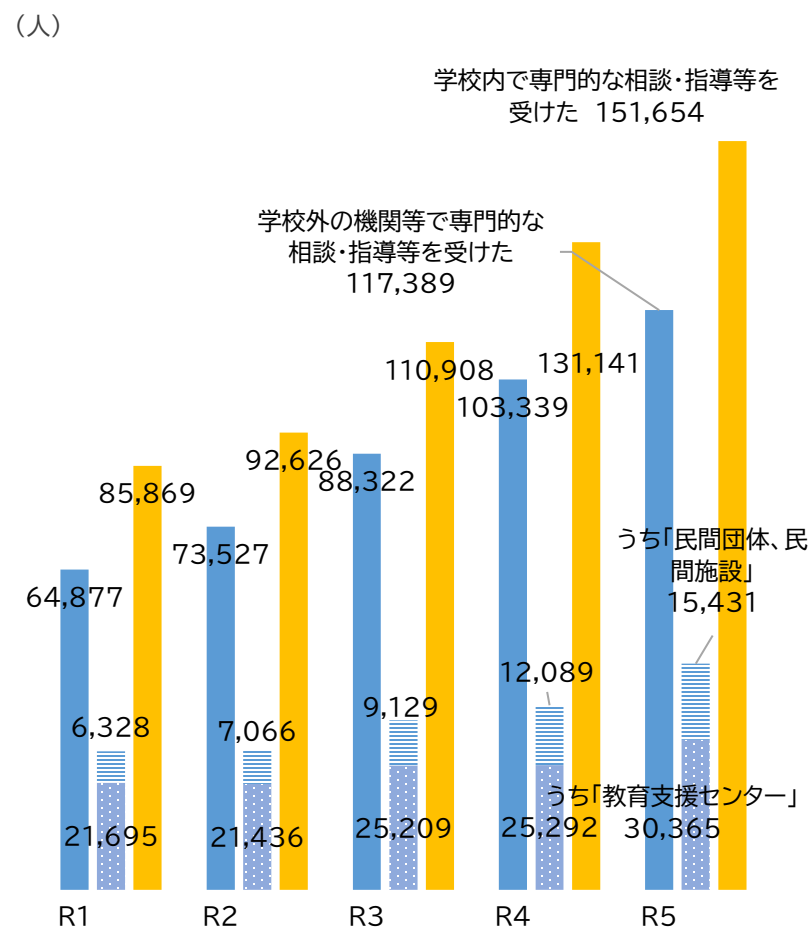
小・中学校における不登校の状況について

● 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約21万2千人(前年度約18万5千人)で、不登校児童生徒に占める割合は61.2%(前年度61.8%)である。

■ 不登校児童生徒が学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた状況



■ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況

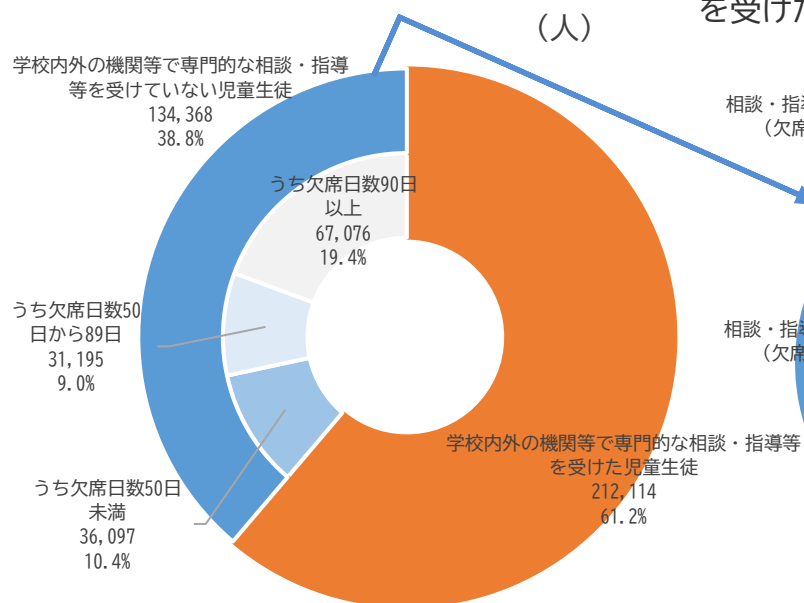


※学校内外の複数の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

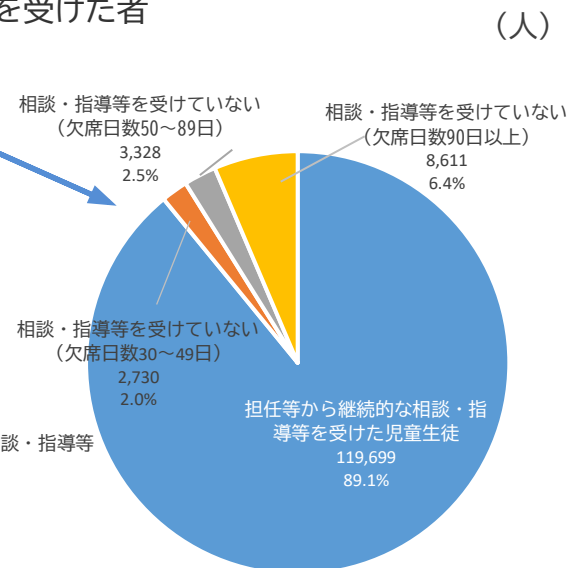
小・中学校における不登校の状況について

- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、欠席日数が90日以上の者は67,076人であり、不登校児童生徒全体の19.4%となった。
- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、119,699人(89.1%)は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた。
- 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%である。

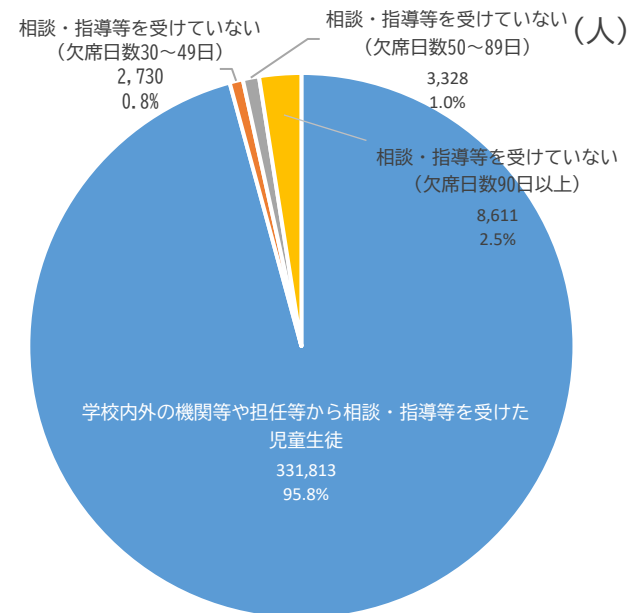
■ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒



■ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた者



■ 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた者

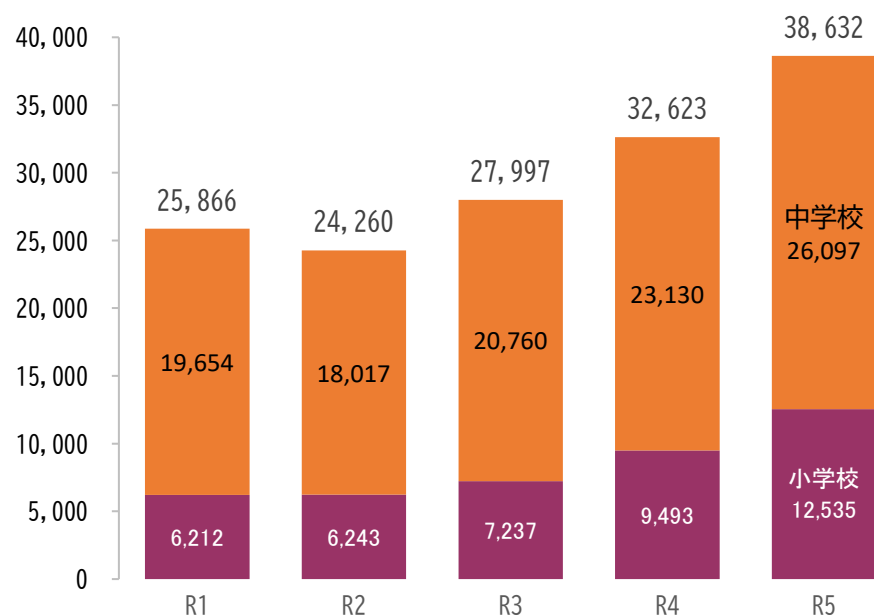


(※) 学校外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体、民間施設等を指し、学校内の専門的な相談・指導等は、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導等を指す。

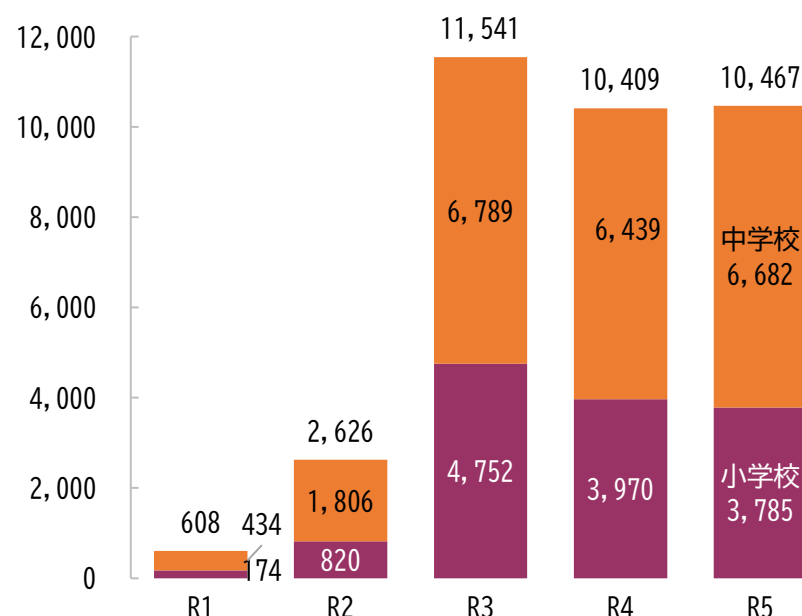
小・中学校における不登校の状況について

- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、38,632人である。
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,467人である。

■ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数
(人)



■ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数
(人)



※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

小・中学校における不登校の状況について

1,000人当たりの不登校児童生徒数

(人)

50

45

40

35

30

25

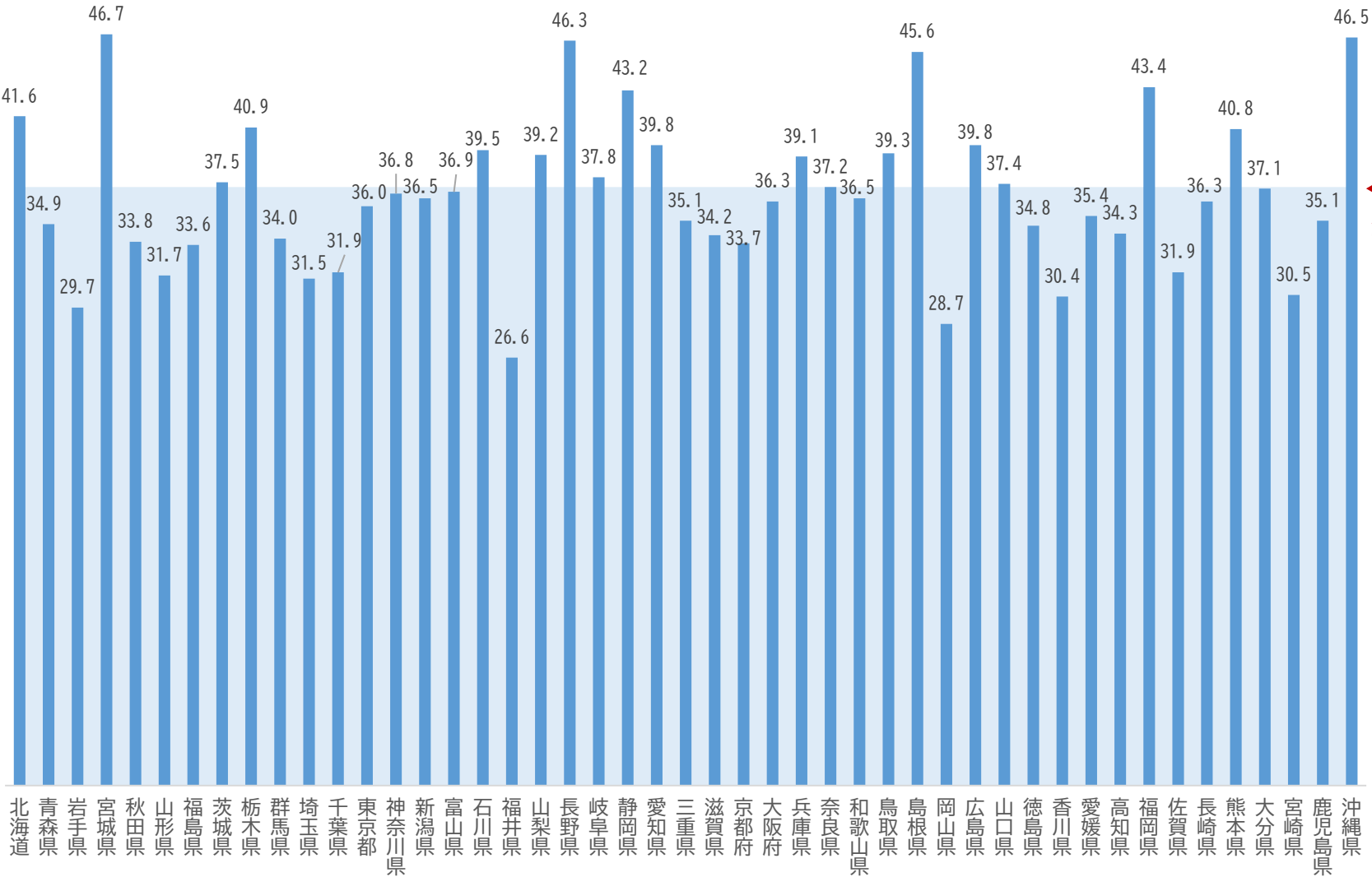
20

15

10

5

0

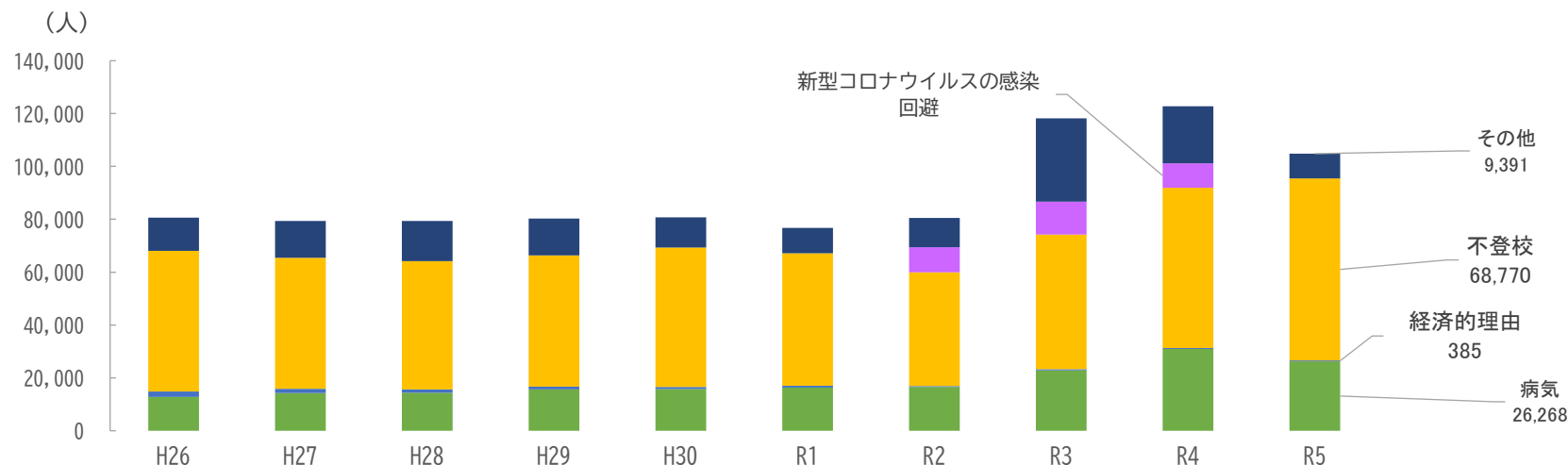


全国平均
37.2人

高等学校における長期欠席の状況について

- 高等学校における長期欠席者数は104,814人(前年度122,771人)。
- このうち不登校によるものは68,770人(前年度60,575人)。

高等学校における長期欠席者数の推移



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
病気	12,821	14,266	14,394	15,632	15,812	16,358	16,521	22,864	30,976	26,268
経済的理由	2,044	1,606	1,263	1,036	764	644	429	385	343	385
不登校	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770
新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	9,382	12,388	9,256	***
その他	12,592	13,922	15,169	14,002	11,453	9,673	11,144	31,610	21,621	9,391
計	80,613	79,357	79,391	80,313	80,752	76,775	80,527	118,232	122,771	104,814

※ 令和元年度調査まで、及び令和5年度調査は、年度間に30日以上欠席した生徒について調査。

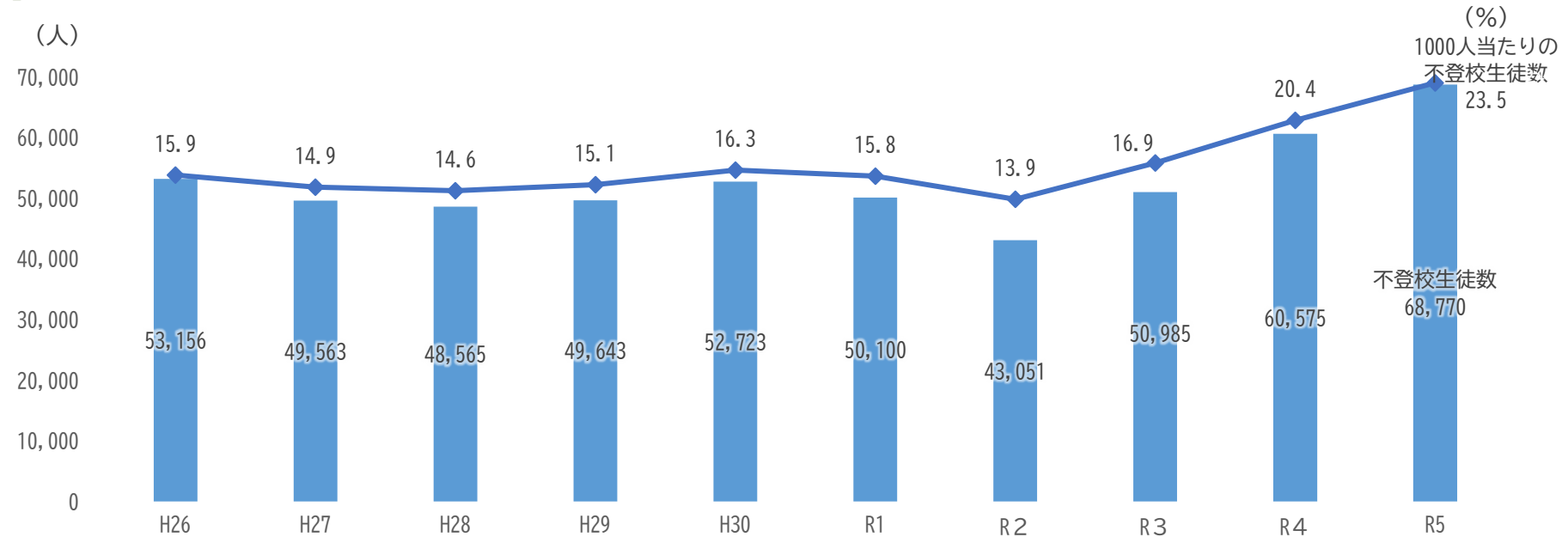
※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった生徒について調査。

※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における不登校生徒数は68,770人(前年度60,575人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、23.5人(前年度20.4人)である。

不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の15.7%である。

区分	欠席日数30～49日の者		欠席日数50～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校生徒数
国公立立計	39,360	57.2%	18,606	27.1%	8,839	12.9%	1,407	2.0%	558	0.8%	68,770

	国公立立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	11,746	17.1%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,384	4.9%

※ 「生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

高等学校における不登校の状況について

不登校生徒について把握した事実

	不登校生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつとの相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった
全日制	54,329	541 1.0%	6,512 12.0%	957 1.8%	8,774 16.1%	1,199 2.2%	3,519 6.5%	2,755 5.1%	3,799 7.0%	14,399 26.5%	2,369 4.4%	17,311 31.9%	9,278 17.1%	1,289 2.4%	1,734 3.2%
定時制	14,441	59 0.4%	1,059 7.3%	177 1.2%	1,791 12.4%	182 1.3%	614 4.3%	686 4.8%	876 6.1%	3,970 27.5%	1,100 7.6%	5,230 36.2%	2,225 15.4%	414 2.9%	289 2.0%
合計	68,770	600 0.9%	7,571 11.0%	1,134 1.6%	10,565 15.4%	1,381 2.0%	4,133 6.0%	3,441 5.0%	4,675 6.8%	18,369 26.7%	3,469 5.0%	22,541 32.8%	11,503 16.7%	1,703 2.5%	2,023 2.9%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。

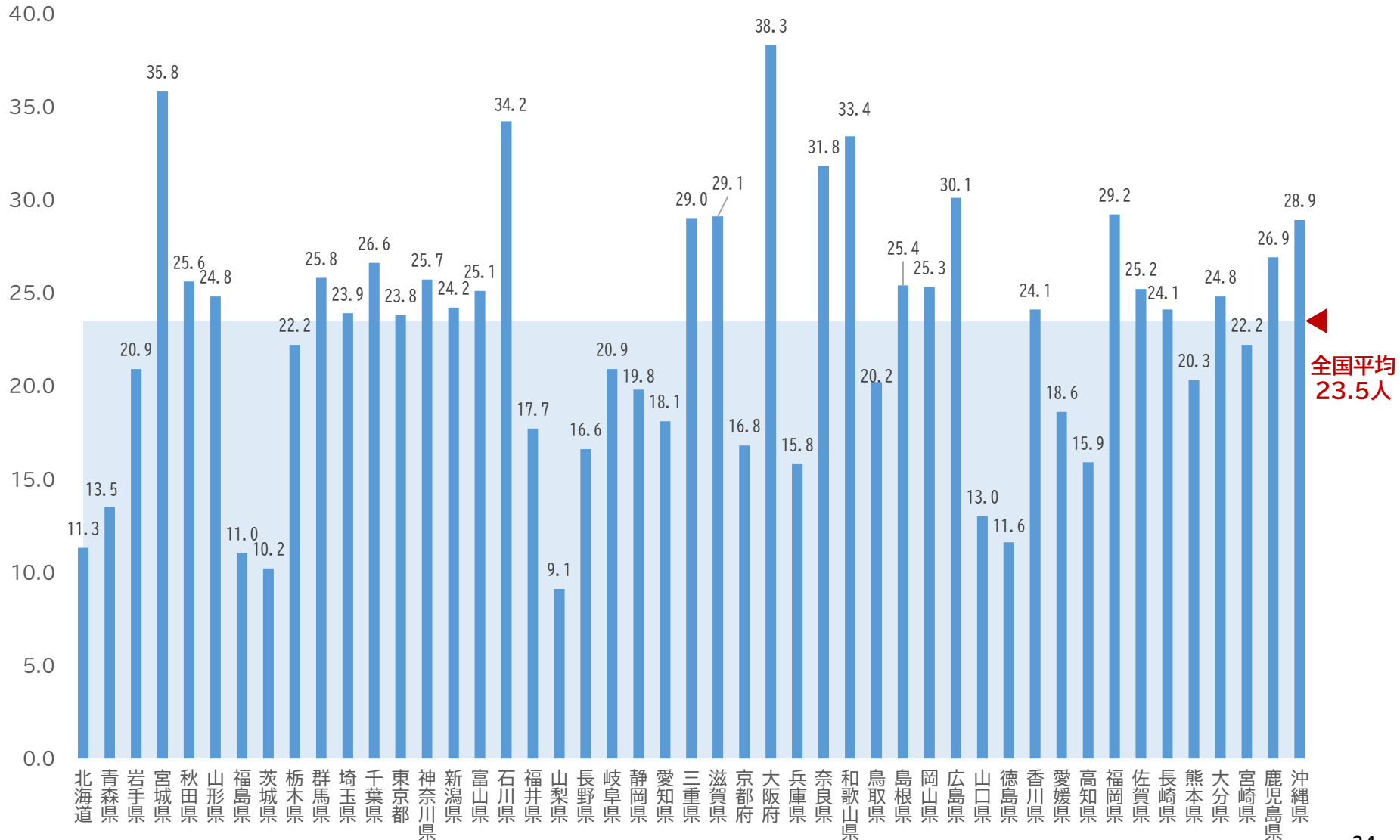
※ 下段は、不登校生徒数に対する割合。

※ 「個別の配慮(障害(疑い含む)以外)についての求めや相談があった。」は、障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

高等学校における不登校の状況について

1,000人当たりの不登校生徒数

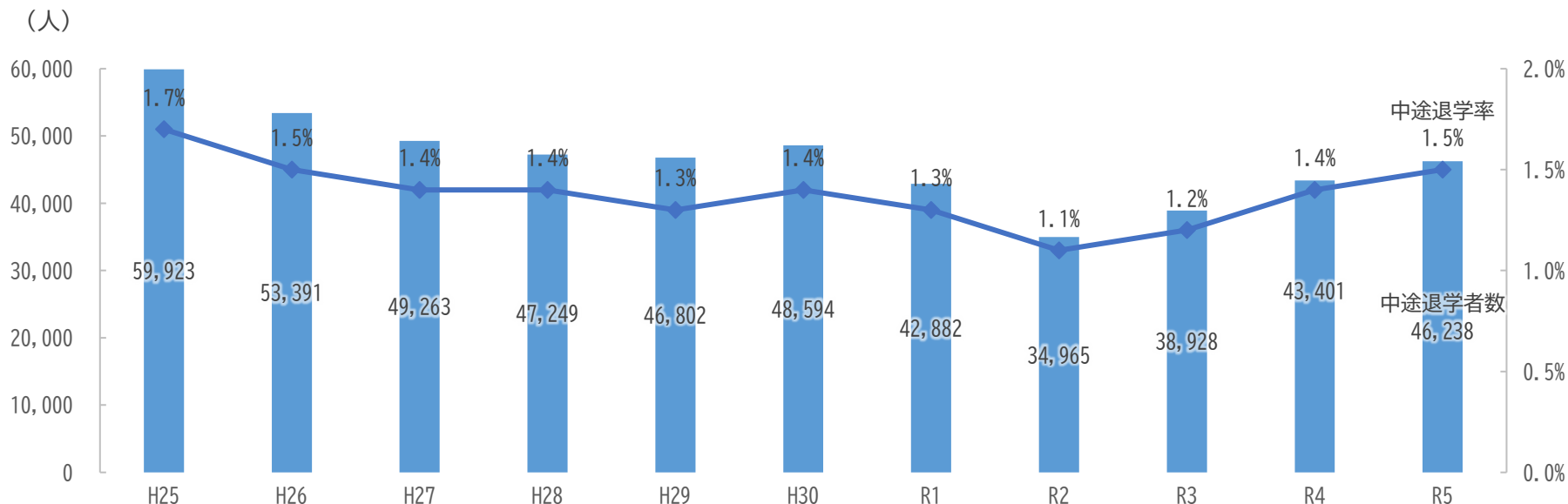
(人)



高等学校における中途退学状況について

- 高等学校における中途退学者数は46,238人(前年度43,401人)であり、中途退学者の割合は1.5%(前年度1.4%)である。

高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

事由別中途退学者数

	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気 けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R 3	2,560 6.6%	11,855 30.5%	17,219 44.2%	1,919 4.9%	532 1.4%	1,478 3.8%	954 2.5%	2,411 6.2%
R 4	2,600 6.0%	14,253 32.8%	19,055 43.9%	2,107 4.9%	617 1.4%	1,424 3.3%	1,196 2.8%	2,149 5.0%
R 5	3,124 6.8%	15,804 34.2%	19,087 41.3%	1,971 4.3%	567 1.2%	1,333 2.9%	1,527 3.3%	2,825 6.1%

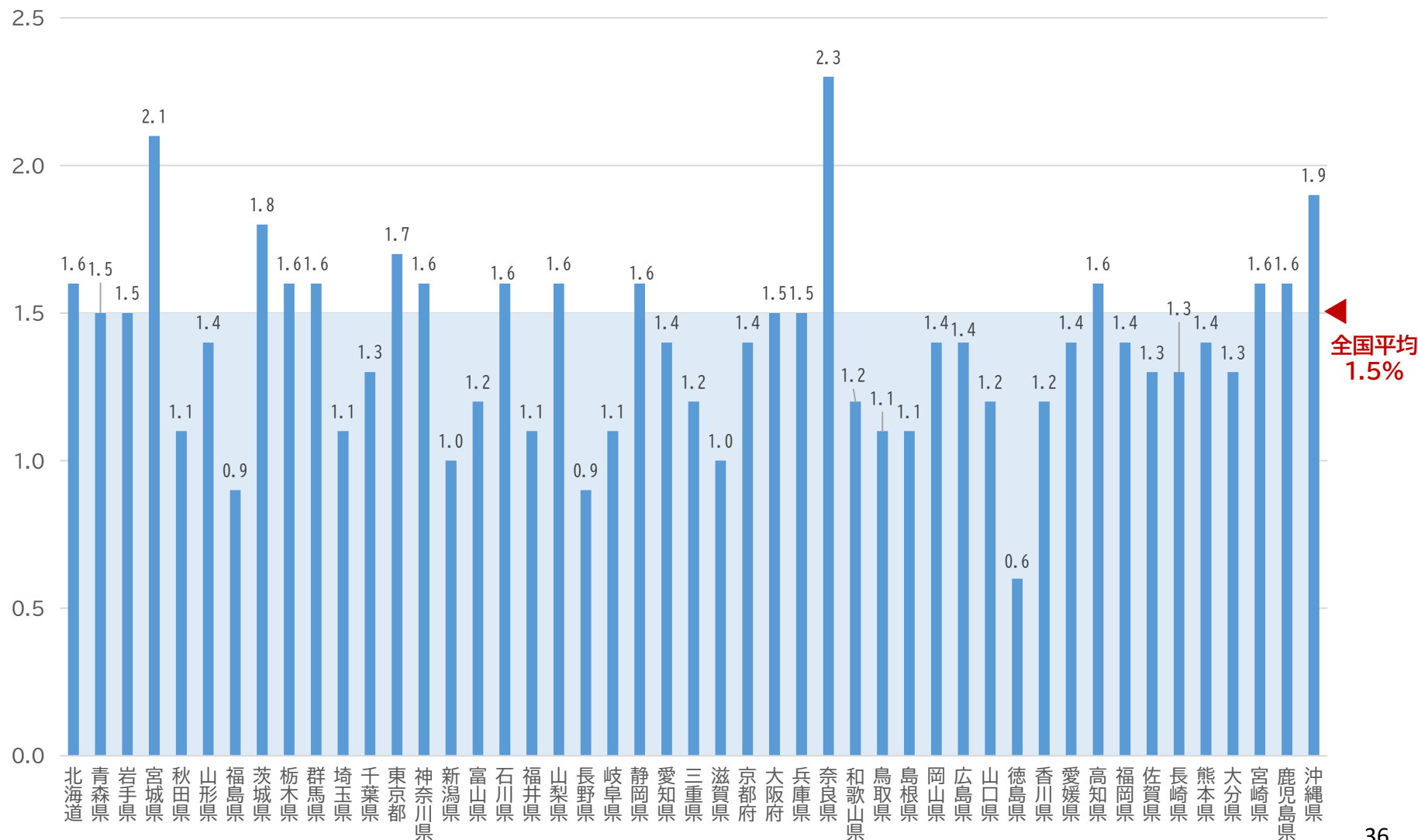
※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したもの。

※上段：人数
下段：中途退学者に対する割合

高等学校における中途退学の状況について

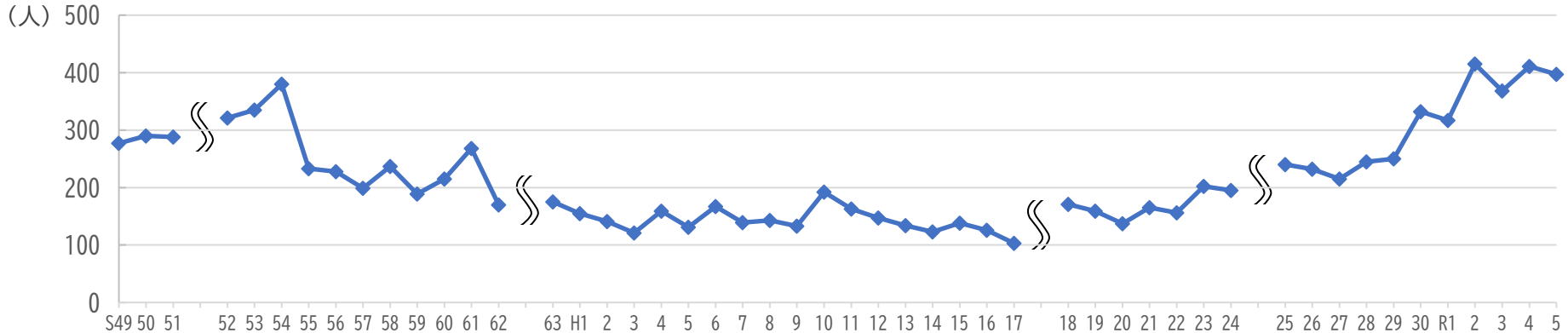
都道府県別の中途退学率

(%)



自殺の状況について

● 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は397人(前年度411人)である。



	小学校	中学校	高等学校	合計
R 3 年度	8	109	251	368
R 4 年度	19	123	269	411
R 5 年度	11	126	260	397

※ 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 ※ 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。
 ※ 学校が把握し、計上したもの。

自殺した児童生徒が置かれていた状況 (複数回答可) (人)

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	3	25	37	65
進路問題	1	14	23	38
父母等の叱責	2	22	18	42
友人関係 (いじめを除く)	0	16	15	31
精神障害	0	14	47	61
学業等不振	0	11	9	20
えん世	0	8	17	25
病弱等による悲観	0	4	5	9
恋愛関係での悩み	0	6	14	20
いじめの問題	0	5	2	7
教職員との関係での悩み(体罰、不適切指導を除く)	0	1	2	3
教職員による体罰、不適切指導	0	0	1	1
不明	7	58	121	186
その他	1	13	13	27

令和5年度の警察庁の統計数値との比較 (人)

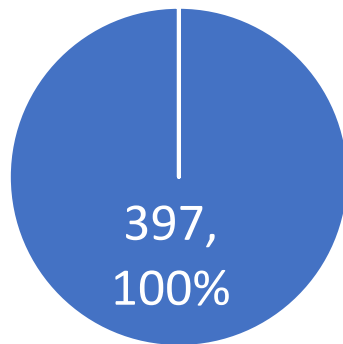
	警察庁調査	文部科学省調査	差
小学校	13	11	2
中学校	159	126	33
高等学校	353	260	93
合 計	525	397	128

※警察庁調査、文部科学省調査とも年度間の自殺者数。
 ※警察庁調査における、令和6年1月～3月までの数値は暫定値である。

自殺の状況について

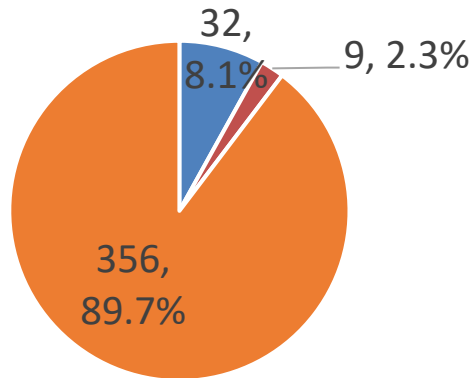
- 令和5年度調査で小・中・高等学校から報告のあった事案について、基本調査は全件実施された。
- 詳細調査の実施件数(いじめ重大事態調査で代替したものを含む。)は、32件(8.1%)であった。
- 詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数は、238件であり、全体の59.9%だった。

基本調査の実施件数



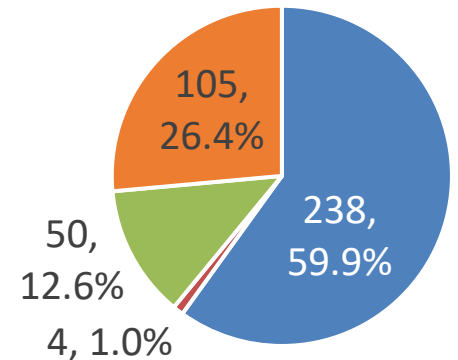
■ 実施した

詳細調査の実施件数



■ 実施した
■ 詳細調査の実施を検討している件数
■ 実施する予定はない

詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数



■ 説明した
■ 今後説明する予定
■ 説明の必要はないと遺族からお話があった
■ 説明していない

※基本調査:自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生(認知)後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査

※詳細調査:基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行う、より詳細な調査

※いじめ重大事態調査で代替した調査を含む

文部科学省及びこども家庭庁の令和7年度概算要求等における主な取組

○課題の早期発見や支援のための教育相談支援体制の充実(88億円(前年度予算額84億円)) ※()内は令和6年度予算配置数

	● スクールカウンセラー(SC)の配置充実 全公立小中学校 27,500 校 (27,500校)	● スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置充実 全中学校区への配置 10,000中学校区(10,000中学校区)
重点配置	11,300 校 (10,000校)	11,600 校 (10,000校)
・ いじめ・不登校対策	6,800校(5,700校)	4,800校(4,000校)
・ 貧困対策	2,300校(2,300校)	2,500校(2,500校)
・ 虐待対策	2,200校(2,000校)	2,700校(2,500校)
・ ヤングケアラー支援	－ (－)	1,600校(1,000校)

- 24時間子供SOSダイヤル:子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施
- SNS等を活用した相談事業: SNS等を活用した相談体制構築のための支援

不登校対策COCOLOプラン関連事業 (111億円(89億円)※内数を除く)★

①不登校の児童生徒全ての学びの場等を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

- 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置促進 1.4億円(1.3億円)
- 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の設置促進 2.4億円(新規)
- 校内教育支援センター支援員の配置 11.3億円(新規)
- 教育支援センターのアウトリーチ機能の強化 1.9億円(0.3億円)
- 多様な学びの場、居場所の確保等
 - ・こどもの居場所づくりの支援体制強化 13億円(こども家庭庁)
 - ・地域における不登校のこどもへの切れ目のない支援 2.6億円(こども家庭庁)
- 高等学校の不登校生徒等の学びの充実支援策 1.1億円の内数(0.7億円の内数)
 - ・オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究
 - ・定時制・通信制高等学校の学び充実支援事業
- 不登校・いじめ対策等の効果的な活用への推進に向けた調査研究 0.1億円(新規)

②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- 「チーム学校」による早期支援を推進
 - ・SC・SSWの配置充実(再掲)
 - ・こどもデータ連携実証事業 6.0億円(こども家庭庁)
- 一人で悩みを抱えこまないよう保護者を支援
 - ・保護者支援体制の強化 0.6億円(0.2億円) 等

③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善(子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)
- 快適で温かみのある学校としての環境整備 等

※こども家庭庁 の取組は、★部分の予算額には計上していない。39

文部科学省及びこども家庭庁の令和7年度概算要求等における主な取組

いじめ防止に向けた総合的な対策

(133億円(127億円)の内数)★

①未然防止・早期発見

- いじめ未然防止教育のモデル構築推進 32百万円(新規)
- 「特別の教科 道徳」の着実な実施などによる道徳教育の充実 43億円(43億円)

②早期対応・組織的対応

- いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進 1.6億円(新規)
- SC・SSWの配置充実(再掲)
- 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証 4.2億円(こども家庭庁)

③いじめ重大事態への対応

- いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進(再掲)
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の周知徹底
- いじめ調査アドバイザーによる第三者性の確保 11百万円(こども家庭庁)

※上記のほか、いじめ問題に関する行政説明や「いじめ問題子供サミット」を実施

児童生徒の自殺対策

(88億円(84億円)の内数)★

①自殺予防に資する教育や普及啓発

- 自殺予防教育のモデル構築・啓発資料作成 10百万円(10百万円)
- 「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」の開催
(R7:10箇所予定)

②自殺リスクの早期発見・早期対応

- SC・SSWの配置充実(再掲)

③事後対応

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」等に基づく対応の徹底
- 詳細調査報告書等の収集、こどもの自殺の要因について政府全体での多角的な分析への活用
- こどもの自殺の要因分析・広報啓発活動 0.6億円(こども家庭庁)
- こどもデータ連携実証事業(再掲)

※こども家庭庁 の取組は、★部分の予算額には計上していない。